

現代ディスクロージャー研究

DISCLOSURE

No.2
2001.3

ディスクロージャー研究学会

現代ディスクロージャー研究

No.2 2001・3月

ディスクロージャー研究学会

目次

■ 論文

- 経営者交代と会計手続き選択 首藤 昭信 (1)
- 企業の情報開示に対する情報開示ルールの影響
- 実験研究の証拠から - 野田 昭宏 (11)
- 土壤汚染の会計 阪 智香 (19)

■ ノート

- 環境保全コストのディスクロージャーの実態と問題点 樋口 豊彦 (27)
国村 道雄
- 生保ディスクロージャーの現状と課題 植村 信保 (35)
- 投稿規定 (43)
- 編集後記

Contemporary Disclosure Research

No.2 2001 • March

Japanese Association for Research in Disclosure

CONTENTS

▀ Articles

- Top Management Turnover and Discretionary
Accounting Choices Akinobu Shuto (1)
- The Effects of Disclosure Rules on Corporate Disclosures :
Some Experimental Evidences Akihiro Noda (11)
- Accounting for Environmental Remediation Liabilities Saka Chika (19)

▀ Note

- Disclosure of Environmental Preservation costs on Corporate
Environmental Reports Toyohiko Higuchi (27)
Michio Kunimura
- Disclosure of Japanese Life Insurance Nobuyasu Uemura (35)

Rules (43)

Memorials

経営者交代と会計手続き選択

Top Management Turnover and Discretionary Accounting Choices

首藤 昭 信(関西大学大学院博士後期課程)
Akinobu Shuto

要 約

本研究の目的は、経営者交代と裁量的な会計手続き選択の関係を分析することである。最初に、米国の先行研究に従い、強制的交代を対象に分析を行なった。しかし米国の先行研究とは異なり、経営者交代年度に特徴的な会計手続き選択を観察することはできなかった。次に、新経営者の属性に注目し、企業外部者が就任した場合の経営者交代を調査した。その結果、経営者交代年度において、外部から就任した経営者による利益増加型の利益調整が検証された。

Summary

The main purpose of this study is to investigate the relation between Japanese top management turnover and discretionary accounting choices. Previous researches on U.S. firms investigate earnings management associated with non-routine CEO changes, and the results show that managers have incentives to make discretionary accounting decisions in their own interests. However, my result does not observe earnings management in the year of top management non-routine turnover in Japan. Then, this paper examines earnings management associated with outside succession in Japanese top management turnover. The result indicates that new top management from outside manages discretionary accruals in a way that increases earnings in the year of the top management change. Several possible reasons for these results are suggested at the end of this paper.

1. 経営者交代と会計手続き選択

1.1 経営者交代と会計情報

本研究の目的は、経営者交代と会計手続き選択の関係を実証的に分析することである。すなわち、経営者交代が行われた日本の上場企業を対象にして、経営者交代年度の付近で裁量的な会計手続き選択が行われたか否かを調査する。経営者交代に関する実証研究は豊富に蓄積されており、それらを企業会計の視点から2つのアプローチに大別すれば、次のようになる(Murphy and Zimmerman, 1993)。

1つは経営者交代の決定要因を探る研究である。会計利益情報は株価と並んで企業業績を示す変数として利用され、日本企業を分析した多くの研究では、会計利益の悪化が経営者交代の可能性を高める、ということが示されている(Kaplan, 1994; Kang and Shivdasani, 1995, 1996; 乙政, 2000;

首藤, 2000a)。これは業績悪化に伴い経営者交代が行われることを示唆しており、市場規律が正常に機能していることを意味する。また同時に会計情報が重要な役割を果たしていることがわかる。

もう1つは、契約における会計情報の役割に注目し、それにもとづく経営者の裁量的な会計行動を分析するアプローチである。経営者交代と会計利益は相関しており、経営者は報告利益を調整するインセンティブを持つ。したがって経営者は、交代時に利益調整を意図した会計手続き選択を行なうことが予測され、米国では、この関係が実証的に分析されており、利益調整研究(earnings management research)と呼ばれている。本稿もこの領域の研究の1つとして位置づけられる。日本企業を対象にして、経営者交代と利益調整の関係を直接的に分析した研究はまだまだ存在せず、日本企業の会計行動を解明する1つの手がかりとなるであろう。

1.2 米国における先行研究

経営者交代と会計手続き選択の関係を分析した米国の研究は、通常、退職する経営者と新任経営者の2者に注目し、交代年度（ t 期）及びその前後の期間（ $t-1$ 期と $t+1$ 期）の裁量的な会計行動を調査している¹⁾。

Strong and Meyer (1987) およびElliott and Shaw (1988) によれば、固定資産の評価切り下げによる利益圧縮を行った企業は、そうでない企業と比較して、経営者交代の件数が有意に大きく、さらにそのような評価切り下げは経営陣の交代年度に行われている。これはビッグバス (big bath) と呼ばれ、新経営者は、就任初年度（ t 期）においてウミ出しを実施することで、経営のフレッシュ・スタートを行う動機を持つ。またDechow and Sloan (1991) は、退職する経営者の研究開発費に関する裁量行動を調査し、その結果、退職した経営者が退職年度（ $t-1$ 期）に研究開発費を削減することで利益額を増加させ、多額の経営者報酬を獲得したことを示した。

さらに、経営者交代と会計手続き選択の関係を直接的・包括的に調査したものとしては、Pourciau (1993) とMurphy and Zimmerman (1993) がある。Pourciau (1993) は、すべての経営者交代をサンプルとするのではなく、強制的交代と見られる交代のみを対象とした。ここでいう強制的交代とは、退職した経営者が企業に対する実質的なコントロール権を失う場合を指す。強制的交代は、業績悪化の変数と強く相関しており、解雇や引責辞任の可能性が高い。そこでPourciau (1993) は、強制的交代のもとでの経営者は、利益を調整する強い動機をもつと仮定し、会計発生高と異常損益項目を対象に調査を行っている。その結果、 $t-1$ 期における裁量行動は観察されなかったが、 t 期のビッグバスと $t+1$ 期の利益増加傾向が観察された。

Murphy and Zimmerman (1993 p.312.) は、広範なサンプルを用いて、研究開発費、広告費、資本的支出および会計発生高 (accruals) という4つの会計項目を調査した結果、企業業績を示す変数をコントロールした後でも、わずかではあるが新任経営者によるビッグバスが観察されることを示した。したがって米国での調査結果を要約すると、 t 年度における新経営者の裁量的な利益圧縮行動が顕著である、といえよう。

1.3 本論文の目的と構成

Smith (1993) およびScott (1997) は、経営者交代と会計手続き選択の関係を分析した前記の先行研究について、いくつかの問題点を指摘している。すなわち、(1)経営者交代は企業のコーポレート・ガバナンス構造と密接に関連するため、企業の支配構造等を考慮した研究が必要である。(2)先行研究で使用されている裁量行動の代理変数が、経営者の裁量行動を正確に把握していない可能性がある、という問題が指摘された。個別の会計項目は、経営者の裁量行動を包括的に把握しているとは言えず、会計発生高には経営者の非裁量的な部分が含まれている。よって単純な代理変数の利用は調査結果の解釈を歪める恐れがある。

本研究では次のような形で、この2つの問題点を改善した。つまり、(1)Pourciau (1993) が行った強制的交代の分類だけでなく、新経営者が企業外部出身者か否かを識別し、新経営者の属性および企業の支配構造と会計手続き選択の関係も分析した。経営者交代に関する研究で、特に日本企業を対象にした分析の多くは、新経営者の属性が所有構造や企業業績と関連を持つことを示しているからである (Kang and Shivdasani, 1995, 1996; 首藤 2000a)。さらに、(2)経営者の裁量行動を抽出する能力が高いモデル (Dechow et al, 1995) を利用することで、企業業績や経済全体の影響を

排除した形で算定される裁量的発生高を測定した。

このように先行研究の問題点を改善し、さらに日本企業に特有な要因も考慮している点が本研究の特徴と意義になろう。以下の第2節では、仮説の設定およびサンプルの抽出と分類方法について説明し、具体的な調査方法について議論する。第3節で、それぞれの分類方法にしたがった調査結果を示し、続く第4節で調査結果の解釈を行う。最後の第5節で、総括と展望を提示する。

2. サンプルと調査方法

2.1 仮説の設定

会計手続き選択を調査する主な研究対象は、(1)強制的交代、(2)企業外部者の就任の2つになる。米国の調査結果に従えば、強制的交代企業では、利益減少型の会計手続き選択を行なうことが予測される。新経営者は、経営者交代年度においてウミ出しを行なうことにより、経営のフレッシュスタートを行なう動機を持つからである。また強制的交代の決定要因を分析した日本の研究を見ても、米国と同様に、企業業績の悪化が強制的交代の可能性を高めることが示されている。したがって強制的交代における利益調整インセンティブは、日米において差がないと考えられる。

企業外部者の就任に関しては、米国の利益調整研究でも具体的な調査結果は提示されておらず、利益調整インセンティブを予測するのは難しい。しかしながら、強制的交代と外部者就任の相関は高いという経験的証拠があるため（首藤2000a）、企業外部出身の新経営者がビッグバスを行なう可能性は高い。そこで企業外部者の就任も、強制的交代と同様に、利益減少型の利益調整を行なうことが予想される。

したがって、強制的交代と企業外部者就任の2

つのケースにおいて、「新経営者は、就任初年度（経営者交代会計年度）において利益減少型の利益調整を行う」という仮説が設定される。これをビッグバス仮説と呼ぶことにしよう。

2.2 サンプルの選択と分類

日本の上場企業の中で、1993年から1995年までに経営者交代を実施した企業936社が本研究のサンプルである。経営者交代に関するデータは、「役員四季報」（東洋経済新報社）を用いて収集した。調査期間における936件の経営者交代件数の中から、①金融機関、②1976年度以降に会計年度を変更している企業²⁾、③分析に必要なデータが入手不能な企業を、サンプルから除外した。その結果、最終的なサンプルは428件となった。経営者交代年度の識別は、新経営者が最初に影響力を持つ年度として特定する³⁾。具体的には、各企業の経営者交代が行なわれた交代月を調べ、その交代月が含まれる会計年度を経営者交代年度（t期）として特定した。

経営者交代の内訳は図表1にまとめている。一般に、強制的交代（non-routine turnover）が行われた経営者は、経常的交代（routine turnover）の経営者と比較して利益調整のインセンティブが大きいと予測される（Poruciau, 1993）。本研究では強制的交代を、「退職した経営者が退職後会長に就任せず、取締役にも留任していない場合」と定義し、経常的交代を、「退職した経営者が退職後会長に就任する、もしくは取締役に留任する場合」と定義している⁴⁾。図表1を見れば、強制的交代は121件、経常的交代は307件（会長に就任が259件、取締役に留任が48件）であることが分かる。

また、経営者交代に関する先行研究では、新経営者の属性（外部出身者あるいは内部出身者）を、日本企業のコーポレート・ガバナンス解明の重要

図表1 経営者交代の種類別分類

経営者交代の種類	1993年	1994年	1995年	合計
強制的交代	41	29	51	121
経常的交代				
会長に就任	95	66	98	259
取締役に残任	20	13	15	48
企業内部者就任	94	69	95	258
企業外部者就任				
一般事業法人出身	51	33	55	139
金融機関出身	11	4	8	23
官公庁出身	0	2	6	8

注) 表中の年は経営者交代が行なわれた年を示す。分析では会計年度でサンプルを分類するため以下のようになる(96会計年度=132, 95会計年度=122, 94会計年度=142, 93会計年度=32)。

な手がかりとしている(Kang and Shivdasani, 1995, 1996: 首藤2000a)。それは、経営者交代における会計行動にも、影響を及ぼすと考えられる。本研究では企業外部者による経営者交代を、「新経営者が就任前四年間に他企業から移ってきた場合」と定義し、それ以外の場合は内部者による経営者交代と考える⁵⁾。図表1によれば、内部昇進は258件、外部者就任は170件(一般事業法人出身が139件、金融機関出身が23件、官公庁出身が8件)であることが分かる⁶⁾。

2.3 調査方法

本研究では、サンプル企業の経営者交代年度(t期)を中心に、t-2期からt+2期までの期間における裁量的会計手続き選択を観察する。すでに述べたように、先行研究の多くは、個別の会計項目や会計発生高を対象に調査していた。しかし、会計発生高には経営者による裁量的な部分とそうでない部分が含まれており、経営者の裁量行動を適切に把握するためには、会計発生高のうち裁量的な部分、すなわち裁量的発生高

(discretionary accruals)を測定しなければならない。

本研究では、まず以下の式に従い会計発生高を算定し、それから非裁量的発生高(non-discretionary accruals)を控除する形で裁量的発生高を測定する。米国でよく利用されている会計発生高の定義に、日本独自の引当金項目を加えている。

$$\begin{aligned} \text{会計発生高} = & (\Delta \text{売上債権} + \Delta \text{棚卸資産} + \Delta \text{その他の流動資産}) - (\Delta \text{仕入債務} + \Delta \text{未払法人税} + \Delta \text{その他の流動負債}) - (\Delta \text{貸倒引当金} (\text{売上債権以外のもの}) + \Delta \text{賞与引当金} \cdot \text{未払賞与} + \Delta \text{その他の短期引当金} + \Delta \text{退職給与引当金} + \Delta \text{その他の長期引当金}) - \text{減価償却費} \end{aligned}$$

会計発生高の算定に続いて、非裁量的発生高を測定する。非裁量的発生高の測定には、先行研究で比較的その検出力が高いとされる、修正ジョーンズ・モデル(Dechow et al, 1995)を利用する⁷⁾。

修正ジョーンズ・モデルの式は以下のようになる。

$$\text{非裁量的発生高} = \alpha_1 + \alpha_2 (\Delta \text{売上高} - \Delta \text{売上債権}) + \alpha_3 \text{償却性固定資産}$$

$$\text{裁量的発生高} = \text{会計発生高} - \{ \hat{\alpha}_1 + \hat{\alpha}_2 (\Delta \text{売上高} - \Delta \text{売上債権}) + \hat{\alpha}_3 \text{償却性固定資産} \}$$

ただし、 Δ は当期中の増減額を示す

上記モデルでは、会計発生高を被説明変数、売上高（売上債権調整済み）と償却性資産を説明変数とする回帰式を設けて非裁量的発生高の期待値を算定し、それを会計発生高から控除することで裁量的発生高を測定する⁸⁾。本研究ではモデルの推定に、通常の最小2乗法（ordinary least squares; OLS）を適用し、すべての変数を前期末総資産額で除して推定した⁹⁾。

3. 調査結果

3.1 強制的交代と裁量的発生高

強制的交代に関する調査結果は、図表2に示している。図表2は測定された裁量的発生高の平均値と中央値の推移を示したものである。それぞれの期間ごとに(1)対応のある2つの母平均差の検定と、(2)ウィルコクソン符号付順位検定を行い、各

期間における裁量的発生高の変化を統計的に調べた。図表中のt期が経営者の交代年度を示す。

米国の研究では、t期に極端な利益圧縮行動（ビッグバス）が観察された。しかし日本企業について、t年度のビッグバスは観察されず、むしろt期では利益増加傾向が見て取れる。図表2を見ると、t期前後における有意な差はほとんど検証されず、ビッグバス仮説は支持されなかった。

米国と異なりビッグバス仮説が支持されない理由として、例えば次のようなことが考えられる。2001年1月15日の日本経済新聞で、キリンビールの経営者交代が報じられた。そこでは、経営者交代の理由として、「ビール工場の再編などリストラが一段落したことから、社長交代に踏み切る」と報じられている。このように日本企業の場合、リストラ等による経営再建の道筋（メド）をつけて次期の社長にバトンを渡す、という傾向が多く見られるため（Kang and Shivdasani,1996; 乙政,2000）、経営のウミ出しは前任経営者によって行なわれている可能性が高い。そのため、新経営者のビッグバスを行なう動機は少なくなると考えられる。このように米国とは違い、強制的交代という分類基準では、経営者交代時に有意な会計的裁量行動を識別することができないのである¹⁰⁾。

図表2. 強制的交代と裁量的発生高

	検証期間				
	t - 2期	t - 1期	t期	t + 1期	t + 2期
強制的交代					
平均値	-0.004	-0.010	-0.002	-0.008	-0.006
(中央値)	(-0.003)	(-0.009)	(-0.002)	(-0.011)	(0.001)
t検定; p値	0.369	0.323	0.484	0.827	
Wilcoxon検定; (p値)	(0.809)	(0.077)	(0.121)	(0.553)	

注) t検定; 対応のある2つの母平均の差の検定を行っている（両側）。

Wilcoxon検定; ウィルコクソンの符号付順位検定を行っている（両側）。** 1%水準で有意。 * 5%水準で有意。

図表3. 企業外部者就任と裁量的発生高

新経営者の属性	検証期間				
	t-2期	t-1期	t期	t+1期	t+2期
企業外部者の就任					
平均値	-0.007	-0.013	0.003	-0.011	-0.003
(中央値)	(-0.004)	(-0.008)	(0.000)	(-0.008)	(-0.001)
t検定; p値	0.362	0.004**	0.019*	0.209	
Wilcoxon検定; (p値)	(0.375)	(0.003)**	(0.032)*	(0.139)	
企業内部者の昇進					
平均値	-0.003	-0.005	-0.005	-0.003	-0.002
(中央値)	(-0.003)	(-0.004)	(-0.006)	(-0.003)	(-0.001)
t検定; p値	0.655	0.971	0.647	0.810	
Wilcoxon検定; (p値)	(0.648)	(0.902)	(0.808)	(0.524)	

注) t検定; 対応のある2つの母平均の差の検定を行っている (両側)。

Wilcoxon検定; ウィルコクソンの符号付順位検定を行っている (両側)。** 1%水準で有意。 * 5%水準で有意。

3.2 企業外部者の就任と裁量的発生高

強制的交代の場合と同じように、外部者就任および内部者昇進の調査結果を図表3に示した。外部者就任の裁量的発生高の推移を見ると、ビッグバス仮説と反して、t年度の裁量的発生高が平均値および中央値ともに大きく増加している。t期の利益増加傾向が統計的に検証されるためには、t-1期とt期の間、さらにt期とt+1期の間で有意差が観察されるはずである。

図表3の外部者就任を見ると、t-1期とt期の間、さらにt期とt+1期の間で有意な差が確認されている。t検定とウィルコクスン符号付順位検定の両方について、t-1期とt期の裁量的発生高の差が1%水準で有意となっており、かつt期とt+1期の差もすべて5%水準で有意となっている。他方t-2期とt-1期、あるいはt+1期とt+2期については有意差が観察されていない。したがって時系列的に見てt期の値が特に異常であることが分かる。

これは就任初年度において、外部から就任した新経営者が、裁量的発生高を通じて利益を増加さ

せ、その反動でt+1期に減額を強いられたと考えられる。他方、内部者昇進の場合、すべての期間において有意な差は観察されていない。したがってこの結果は、外部者就任に特徴的な利益調整であることが分かる。

このように外部者就任の経営者交代でも、ビッグバス仮説は支持されなかった。本研究の調査結果をまとめると、日本企業の経営者交代における特徴として、外部から就任した新経営者は、就任初年度において大幅な利益増加型の会計手続き選択を行うことが示された。さらに、日本企業における会計手続き選択を分析する際、強制的/経常的交代という分類よりも、外部者/内部者という新経営者の属性が重要であることが確認された。

調査結果で注目すべきは、外部者就任の経営者交代で、利益増加型の利益調整が検証されたことである。これは米国企業の調査結果と反する結果であり、日本企業特有の利益調整行動であるといえる。そこでこの調査結果の理論的根拠をより詳細に検討するため、次節で結果の解釈について議論する。

4. 調査結果の解釈

前節では、経営者交代で企業外部者が就任する場合、利益増加型の利益調整が行われることが示された。これは、いかに解釈すべきであろうか。外部者就任の経営者交代を分析した先行研究では以下の2つの特徴が明らかとなっている。

本研究とほぼ同一のサンプルを用いて経営者交代を分析した首藤（2000a）は、日本企業の経営者交代が、損失の計上等と有意に関連していることを示した。また新経営者が大株主や銀行から派遣される場合、その交代は企業業績と負の相関を持ち、前任の経営者は強制的交代の結果であることを示した¹¹⁾。つまり企業外部者が就任した場合は、前任の経営者は過去の業績悪化のために交代させられ、さらに企業に対する実質的なコントロール権を失っていることを意味する。これが外部者就任の経営者交代に見られる第1の特徴といえる。

第2の特徴として、大株主やメインバンクの影響力が大きく、これらの利害関係者から新経営者が送りこまれる場合が多い、ということがある（Kang and Shivdasani, 1995, 1996; 首藤 2000a）¹²⁾。これらの研究によれば、日本企業の経営者交代では、大株主とメインバンクがガバナンス・メカニズムの重要な役割を果たしており、モニタリングと規律の機能を有していることになる。したがって新経営者は、利害関係者から大きな期待を寄せられ、業績改善の圧力も大きくなる。外部者が就任した場合の株価効果を見ても、その異常投資収益率は正の値となり、経常的交代の場合よりも有意に大きいという経験的証拠がある（Kang and Shivdasani, 1996）。株式市場においても、企業外部から就任してきた新経営者に期待を寄せていることがわかる。

しかし強制的交代で就任した新経営者が、早急

に業績を改善することは難しい。そこで利益の底上げを利益調整により実施することが考えられる。外部者就任ということで、企業内部者からの信頼獲得および批判回避のためにも、就任初年度の業績には敏感になろう。また新経営者は、継続的な契約関係に疑問を示す企業外部の取引相手や金融機関などに安心を与えるため、利益の増加を通じたシグナリングを行う可能性もある。

5. 総括と展望

本研究では経営者交代と会計手続き選択の関係について、ビッグバス仮説を設定し、検証を行なった。強制的交代を対象にした場合、経営者交代年度における異常な会計手続き選択を検証することはできず、仮説は支持されなかった。

また新経営者が企業外部者の場合、就任初年度において裁量的発生高を用いた利益増加型の利益調整を行うことが、修正ジョーンズ・モデルを利用した調査で検証された。これは米国企業の調査結果と相反する結果であるが、日本企業に特徴的な興味深い利益調整行動である。日本企業の経営者交代時における会計手続き選択の分析にあたっては、新経営者の属性が重要な分析視点となる。

最後に本研究の制限および将来研究に対する展望を提示しよう。1つは裁量的発生高の測定モデルの改善である。本研究で利用した修正ジョーンズ・モデルは、改善の余地は大きく、日本企業に適したモデルが望まれる。さらに調査対象期間も問題にすべきである。本研究では、1993年から1995年までの経営者交代企業を対象にした。この期間はバブル経済崩壊の直後であり、それが本研究の結果にどのような影響を与えているのかは一概に判断できない。戦後以降といった長期の時系列について、経営者交代の決定要因や会計的裁量行動の変化を調査することが必要である。

〔注〕

- 1) 経営者交代期における会計手続き選択の動機を説明したものととしては、Pourciau (1993), Murphy and Zimmerman (1993), Smith (1993), Scott (1997) が有用である。
- 2) ②の条件は、後に説明する修正ジョーンズ・モデルの推定に必要な要件である。
- 3) 本研究の分類方法の他に、例えばPourciau (1993) では、 $t-1$ 年度の識別に関して、退職した経営者が確実に影響を持っていた最終決算年度を識別するために、最終決算日から3ヶ月間企業に在任していることを条件としている。すなわち、経営者が年次決算後に第一四半期報告書を報告して退職すれば、直近の年次報告書を退職する経営者の年度($t-1$)として分類する方法をとっている。しかし本稿では、①先行研究の主要な調査結果が $t-1$ 期ではなく t 期に集中していること、②サンプルの分類において、本研究では新経営者の属性を重要視していることから、本文中の分類基準を採用した。
- 4) 経営者が退職後取締役に留任する場合、そのケースを降格として強制的交代に分類する場合もある (Kaplan, 1994)。本研究では両方の基準で分析を行ったが、大きな変化は見られなかった。
- 5) 日本企業においては、新経営者が外部出身者の場合、いきなり経営者に就任するのではなく、一度取締役に就任した後数年の期間において経営者になることが多いため、多くの先行研究では本研究のように外部者就任の条件に、数年の猶予を置いている (Kang and Shivdasani, 1995, 1996)。
- 6) 以後の分析にあたっては、先行研究にならない官公庁出身はサンプルから除去するため (Kang and Shivdasani, 1995; 首藤, 2000a)、分析上の外部者就任サンプルは162件となる。
- 7) 修正ジョーンズ・モデルは、現状では最も裁量的発生高の測定能力の高いモデルといわれているが (Dechow et al, 1995)、その有効性には議論の余地があり、とりわけ日本に適用した場合の説明力には問題が残る (須田, 2000; 浅野・榎本, 1998; Garza-Gomez et al, 1999)。首藤 (2001) では、ジョーンズ・モデルを用いて経営者交代と利益調整の関係を分析したが、調査結果は本稿と同一であった。
- 8) データは「日経NEEDS 財務データ CD-ROM版」から入手しており、多くの企業が1年決算に移行した1975年以降のデータを利用している。 t 期の裁量的発生高推定のために、①1976年から $t-1$ 年度前までのデータを用いて帰帰式を推定し、②推定された帰帰式に t 期のデータを入れることで非裁量的発生高を求め、③この t 期の非裁量的発生高の予測値を t 期の会計発生高から控除する、という手順を踏む。変数の定義は「日経NEEDS」による。
- 9) 修正ジョーンズ・モデルの決定係数の平均値は0.2011であった。須田 (2000) と同様に、修正ジョーンズ・モデルの決定係数が米国のケースよりも小さい、ということに注目したい。
- 10) また強制的交代の分類において、会長に就任したか否かという基準のほかに、年齢を考慮した分類基準も存在する。

これは定年退職の影響を除去するためであり、定年以前に経営者が退職する場合、それを強制的交代の追加的要件とするものである。本研究でも定年を65歳と想定し、強制的交代サンプルから64歳以下の交代のみを抽出して調査を行ったが、 t 期の利益増加傾向は多少強くなるものの、統計的に有意な差は観察されなかった。

- 11) 同様の結果は、Kaplan and Minton (1994), Kang and Shivdasani (1995) (1996) でも示されている。
- 12) 首藤 (2000a, p110) によれば、企業外部者が就任したケースにおいて、78.4%の経営者が大株主順位1位の企業 (一般事業法人) から就任しており、大株主が実際に新経営者を派遣していることが示されている。

〔参考文献〕

- DeAngelo, L., (1986) "Accounting Numbers as Market Valuations Substitutes: A Study of Management Buyouts of Public Stockholders," *The Accounting Review* 61, pp.400-420.
- Dechow, P. and R. Sloan, (1991) "Executive incentive and the horizon problem: An empirical investigation" *Journal of Accounting and Economics* 14, pp.51-89.
- Dechow, P.M., R.G.Sloan, and A.P.Sweeney, (1995) "Detecting Earnings Management" *The Accounting Review* (April), pp.193-225.
- Elliott, J.A., and Shaw, W., (1988) "Write-offs as Accounting Procedures to Manage Perceptions," *Journal of Accounting Research* (Supplement), pp.91-119.
- Garza-Gomez, Okumura, and Kunimura, (1999) "Discretionary Accrual Model and the Accounting Process", Nagoya City University Working Paper, No.259.
- Healy, P.M, (1985) "The Effect of Bonus Schemes on Accounting Decisions," *Journal of Accounting and Economics* (April), pp.85-107.
- Jones, J., (1991) "Earnings Management During Import Relief Investigations," *Journal of Accounting Research* (Autumn), pp.193-228.
- Kang, J. and A.Shivdasani, (1995) "Firm Performance, Corporate Governance, and Top executive Turnover in Japan" *Journal of Financial Economics*, No.38, pp.29-58.
- Kang, J. and A.Shivdasani, (1996) "Does the Japanese Governance System Enhance Shareholder Wealth? Evidence from the Stock-Price Effect of Top Management Turnover" *Review of Financial Studies*, Winter Vol.9.No.4, pp.1061-1095.
- Kaplan, S.N, (1994) "Top executive rewards and firm performance: A comparison of Japan and the U.S" *Journal of Political Economy* 102, pp.510-546.
- Kaplan, S.N and B.A.Minton., (1994) "Appointment of Outsiders to Japanese Boards" *Journal of Financial Economics*, No.36, pp.225-258.
- Murphy, K.J. and J.L.Zimmerman, (1993) "Financial Performance Surrounding CEO Turnover," *Journal of Accounting and Economics* 16, pp.273-316.

- Pourciau, S., (1993) "Earnings Management and Nonroutine Executive Changes," *Journal of Accounting and Economics* 16, pp. 317-336.
- Scott, William R., (1997) *Financial Accounting Theory* (Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall) .
- Smith, A., (1993) "Earnings and Management Incentive: Comment," *Journal of Accounting and Economics* 16, pp.337-347.
- Strong, John S., and John R.Meyer, (1987) "Asset Writedowns; Managerial Incentives and Security Returns," *Journal of Finance* (July), pp.643-663.
- Watts, R.L.and J.L.Zimmerman, (1986) *Positive Accounting Theory* (Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall). 須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房, 1991年。
- 浅野信博・榎本正博 (1998) 「会計発生高モデルの構築に向けて-Jones モデルの有効性に関する検証および問題提起-」『大阪大学経済学』第47巻, pp.118-131。
- 岡部孝好 (1994) 『会計報告の理論-日本の会計の探求-』森山書店。
- 奥村雅史 (1997) 「電力企業における報告利益管理-Jones モデルにおける分析と検討-」『会計』第152巻第2号 pp.23-33。
- 乙政正太 (1999) 「経営者報酬と利益マネジメント-ビッグバスの可能性について-」阪南大学 Occasional Paper Series, No.17, pp.1-23。
- 乙政正太 (2000) 「経営者交代と会計ベースのパフォーマンスの役割」阪南大学 Occasional Paper Series, No.18, pp.1-32。
- 國村道雄・加藤千雄・吉田靖 (1998) 「邦銀の配当制限基準と決算対策」『会計』第154巻第3号・第4号, pp.130-143・119-129。
- 首藤昭信 (2000a) 「コーポレート・ガバナンスと会計利益-経営者交代と企業業績に関する実証研究-」『千里山商学』第52号, pp.83-123。
- 首藤昭信 (2000b) 「日本企業の利益調整行動」『産業経理』Vol.60 No1, pp.128-139。
- 首藤昭信 (2000c) 「会計利益情報と利益調整」『千里山商学』第50号, pp.37-80。
- 首藤昭信 (2001) 「外部者就任型の経営者交代と利益調整」『税経通信』Vol.56 No4, pp.211-217。
- 須田一幸 (2000) 『財務会計の機能-理論と実証-』(白桃書房)。
- 中條祐介 (1999) 「業績低迷企業の会計政策-利益減少型会計政策の選択とインセンティブ-」『会計』第155巻第1号, pp.39-54。

企業の情報開示に対する情報開示ルール の影響

－ 実験研究の証拠から －

*The Effects of Disclosure Rules on Corporate Disclosures
－ Some Experimental Evidences －*

野 田 昭 宏(神戸大学大学院博士後期課程)
Akihiro Noda

要 約

本論文は、企業による私的情報の測定と開示に、3つの情報開示ルールが与える影響を検証したゲーム論実験の結果を提示する。このうち情報伝達ができないルールの下では、企業は資産タイプを測定できるものの、投資家に開示することができない。虚偽報告規制ルールの下では、企業が資産タイプを任意に測定し、真の資産タイプを含む任意のタイプ集合をアナウンスすることを認める。強制的情報開示ルールは、私的情報を測定した企業に対して、真の資産タイプのみを開示することを求める。実験結果は、情報伝達ができないルールが逆選抜が生じるのに対し、虚偽報告規制ルールと強制的情報開示ルールがともに市場の効率性を改善することを示した。

Summary

This paper presents the results of game-theoretic experiments designed to test the effects of three disclosure rules on measurements and disclosures of private information. Under the "no communication" rules, each firm is allowed to measure its asset type, but it is prohibited from disclosing them. Under the "antifraud" rules, each firm can measure its asset type and announce any subset of types included the true asset type to an investor. Under the "mandatory disclosure" rules, each firm is required to disclose only the true asset type when it knows it. The experimental results show that the "no communication" rules induce to adverse selections, and both antifraud rules and mandatory disclosure rules improve

1. はじめに

本論文の目的は、情報開示ルールが企業による私的情報の測定・開示に与える影響について、ゲーム論実験からの証拠を提示することにある。これまで会計学および経済学文献において、市場における情報非対称とそれにともなう逆選抜(adverse selection)を緩和するために、情報優位にある経済主体から自発的に情報開示させる条件を検討した理論研究が多数発表されてきた¹⁾。さらにそれら理論研究の蓄積をうけて、その主張を実験室実験において検証した研究結果が報告されている。しかし、これら実験研究はいずれも測定された私的情報を所与として、外部利害関係者への伝達に関する意思決定に焦点をあてており、企

業が私的情報を測定するインセンティブを検討した実験研究は報告されていない。本論文は、この観点から、代替的な情報開示ルールのもとで企業がどのように私的情報の測定と開示を決定するか、さらに情報開示ルールが市場における効率性にどのような影響を及ぼすか、について実験モデルを提示し、その予想を検証する。

以下、次節において実験モデルの基本的仮定を提示し、3つの代替情報開示ルールのもとで予想される逐次均衡を明らかにする。これをうけて3節では実験手続き、実験パラメータの設定を記述する。4節で実験結果を述べ、最終節において実験結果を要約する。

2. 実験モデル

実験モデルは市場において資産を取り引きする2人のリスク中立的なプレイヤー（企業と投資家）からなる。資産には3タイプあり、いずれも等しい確率で生じる ($\theta \in \{l, m, h\}$)。タイプ θ の資産について企業は評価 s_θ ($s_l < s_m < s_h$)を、投資家は評価 b_θ ($b_l < b_m < b_h$)を与える。企業は取引に先立ち、資産タイプを測定するか否かを選択する。ただし、タイプ θ を測定できるのは企業だけであり、投資家はタイプ θ を観察することも、企業がタイプを測定したかを知ることもできない。資産タイプ θ の測定について選択した企業は、投資家に対して資産タイプの集合 $\{l, m, h\}$ の部分集合をメッセージとして開示する。企業の情報開示 d をうけて、投資家は資産の取引価格 p_θ ($p_l < p_m < p_h$)を企業に提示する。ただし $s_\theta < p_\theta < b_\theta$ および、 $p_l < E(s) < p_m < E(b) < p_h$ が成り立つものとする。ここで $E(s)$ は企業が資産について与える評価の期待値を、 $E(b)$ は投資家の評価の期待値を示す。投資家から価格提示をうけた企業はその受諾または拒否を決定する。企業が受諾して取引が成立するならば、投資家は利得 $e + b_i - p_j$ ($i, j \in \{l, m, h\}$)を、企業は p_j を得る。企業が拒否するならば投資家は利得 e を、企業は s_i を得る。ここで e は、取引の成立・不成立にかかわらず投資家に与えられる正の定数である。

本実験で検討する3つの代替的信息開示ルールのうち第1のルールは、資産タイプを測定するか否かに関わりなく、企業が投資家に対して同一のメッセージ $d = \{l, m, h\}$ を伝達することを要請するものであり、実質的に企業が情報開示できない状況を設定する（制度NC）。このルールにもとづくモデルを展開形で示したのが図1である（企業による情報開示の選択は省略して示している）。このルールの下では、パラメータに依存し

て2つの異なる逐次均衡が予想される。その第1は、 $(b_m + p_l) / 2 < p_m$ のときタイプ l の資産のみが市場において取引がされる均衡である。企業は資産タイプを測定し、投資家は価格 p_l を提示する。これに対して測定した資産タイプが m または h である企業は、投資家の提示価格 p_l を拒否し、資産タイプが l である企業のみが受諾する。予想される第2の均衡は、 $(b_m + p_l) / 2 > p_m$ がみたされるときタイプ l と m の資産が取引される均衡である。企業は資産タイプを測定し、投資家は p_m を提示する。これに対して資産タイプが h である企業は提示価格 p_m を拒否し、資産タイプが l または m である企業は受諾する。いずれの逐次均衡においても、高水準の資産タイプの取引は成立せず、逆選抜が生じることが予想される。

第2の情報開示ルールは、企業の虚偽報告を規制するルールである（制度AF）。このルールの下では、企業は真の資産タイプが含まれるかぎり、任意のタイプ集合を開示できる。ただし、タイプを測定しなかった企業はメッセージ $d = \{l, m, h\}$ を開示しなければならない。このとき、企業はつねに資産タイプを測定し、知り得た真のタイプが最低水準となるようなタイプ集合を開示する逐次均衡が予想される。これをうけて投資家は企業のメッセージ d に含まれる最低水準のタイプ $\min(d)$ が、真のタイプであるという信念にもとづいて価格 $p_{\min(d)}$ を提示する。このとき企業は提示価格をつねに受諾すると予想されるから、すべての資産タイプについて取引が成立する。したがって、虚偽報告規制ルールの下で得られる市場の効率性は、私的情報を伝達することができないルールと比較して大きくなると考えられる。

第3の情報開示ルールは、企業が資産タイプを測定したとき、その真のタイプ θ のみを含むメッセージを強制的に開示させる（制度MD）。もし測定しなければ企業は $d = \{l, m, h\}$ を伝達する。

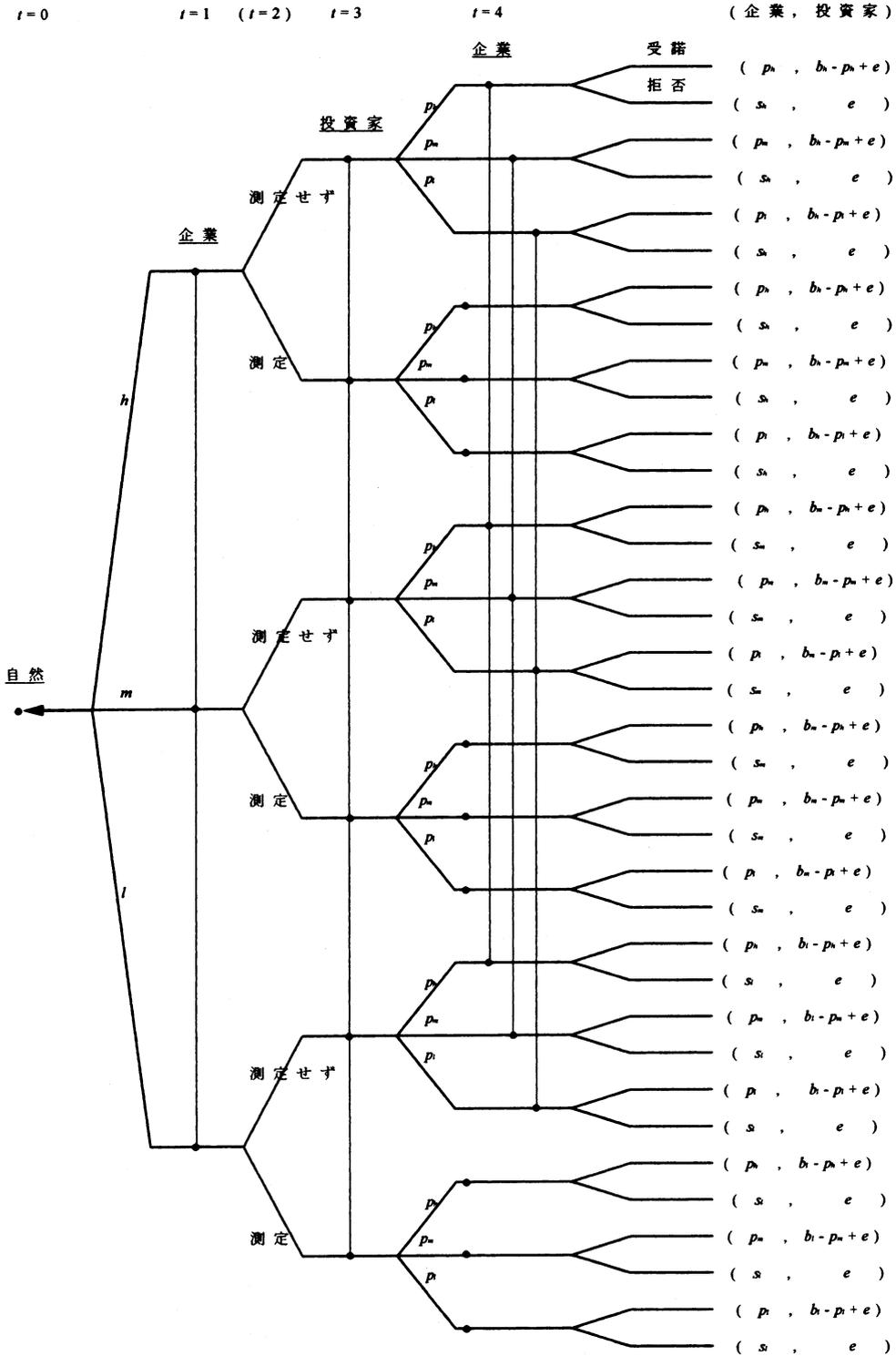


図1. 制度NCの展開形

このとき、Matthews and Postlewaite (1985) の分析と同じく、パラメータに依存して2つの異なる逐次均衡が予想される。 $(p_h + p_l) / 2 > p_m$ ならば、企業はつねに資産タイプを測定し、真のタイプのみを含むメッセージを投資家に開示する。これに対して $(p_h + p_l) / 2 < p_m$ ならば、企業が資産タイプの測定をせずメッセージ $d = \{l, m, h\}$ を開示する。 $d = \{l, m, h\}$ を伝達しうるのは、資産タイプを測定しなかった企業だけであることを投資家は知っているから、事前の信念にしたがって価格 p_m を提示する。2つの逐次均衡は企業の測定について全く逆の選択を予想するものの、いずれも任意の資産タイプについて取引が成立することを予想するから、制度NCに比べて市場の効率性を大きくするものと予想される。

3. 実験方法

実験は、3つの情報開示ルールと2つのパラメータ集合からなる6つの組み合わせを2回ずつ繰り返して合計12回の実験セッションを実施した。表1に示した2つの実験パラメータの集合は、Forsythe, Lundholm and Rietz (1999) の実験研究が設定したものと同一である。各実験セッションは4名の参加者²⁾ からなり、(1)実験参加者へのインストラクション³⁾、(2)30回の試行、(3)ゲームの成績に応じた金銭報酬の支払いから構成される。

試行のはじめに実験者は4人の参加者を2組の

ペアのどちらかに割り振り、各ペアの中でどれが企業または投資家を担当するかを決める⁴⁾。続いて、各ペアの企業プレイヤーに、3つの資産タイプのうち、どれが真のタイプであるかについて情報を入手したいか、またはしたくないかを実験者に意思表示をする機会が与えられる。情報入手を選択した企業プレイヤーには、その試行で用いられる資産タイプの記号を記したカードが実験者より提示され、そうでない企業プレイヤーには白紙のカードが提示される。

情報伝達ができないルール(制度NC)では、企業プレイヤーによる情報入手選択につづいて、投資家プレイヤーが3つの取引価格からひとつを選んで、これを実験者に提示する。実験者はその投資家プレイヤーとペアとなっている企業プレイヤーに対して、投資家プレイヤーの選択を知らせる。これにもとづいて企業プレイヤーは、受諾または拒否のいずれかを選択し、その試行でのプレイヤーの利得が決定する。このルールの下では、パラメータIのときタイプIの資産の取引だけが成立し、パラメータIIのときにはタイプIおよびタイプmの資産の取引が成立する均衡が生じることが予想される。

虚偽報告規制ルール(制度AF)では、情報入手の選択に続いて、企業プレイヤーがメッセージを伝達する。メッセージは資産タイプを示す記号 l, m, h を組み合わせた集合である。ただし、企業プレイヤーがタイプを知ったときには、そのタイプをメッセージに含めなければならない。この

表1. 実験パラメータ*

	e	s_l	s_m	s_h	p_l	p_m	p_h	b_l	b_m	b_h
パラメータ I	350	0	250	500	200	450	600	250	550	850
パラメータ II	350	0	250	500	200	300	600	250	550	850

* e は取引の成立・不成立にかかわらず投資家に与えられる利得を示す。 s_θ は資産タイプが $\theta \in \{l, m, h\}$ である資産に対する企業の評価を示す。 p_θ は資産タイプ θ である資産の取り引き価格を示す。 b_θ は資産タイプが θ である資産に対する投資家の評価を示す。

とき、企業プレイヤーはタイプ情報を入手する選択肢をとり、知り得たタイプがメッセージに含まれる最低水準となるような情報開示 d をすると予想される。これに対し投資家プレイヤーもまたメッセージに含まれる最低水準のタイプ $\min(d)$ が真のタイプであると予想して価格 $p_{\min(d)}$ を提示すると予想される。

強制的情報開示（制度MD）のとき、企業プレイヤーは資産タイプの情報を入手したならば、その記号のみを含むメッセージ $\{\theta\}$ を伝達しなければならない。もし入手しなければ $\{l, m, h\}$ を伝達する。このルールの下では、パラメータIのとき企業プレイヤーは資産タイプについて無知である方を選択し、パラメータIIのときタイプ情報を入手する方を選択する均衡が生じると予想される。

4. 実験結果

4.1 市場の効率性に関する結果

本実験では、投資家プレイヤーの提示価格を企業プレイヤーが受諾して取引が成立するならば、資産タイプを所与として生じ得る最大の利得合計を参加者ペアが獲得する。したがって、もしその情報開示ルールが市場において効率的な結果をもたらすならば、企業の受諾頻度がセッションの全取引回数に占める比率が大きくなると予想される。これにもとづいて各情報開示ルールで得られた比率を示したのが表2である。

表2にもとづいて、制度AFと制度MDで得られた効率的な取引の比率を、それぞれ制度NCの比率と比較するために、パラメータごとに比率の差の検定（片側検定）を行ったところ、いずれも有意に大きいことを示した（いずれも $p < .00001$ ）。この実験結果は、虚偽報告規制ルールと強制的情報開示ルールがともに、私的情報の伝達ができな

いルールにおける逆選抜を緩和することを示唆していた。

4.2 プレイヤーの意思決定に関する結果

情報開示ができないルール（制度NC）において、企業プレイヤーは資産タイプの情報を入手し、これに対して投資家はパラメータIのとき価格 p_l を、パラメータIIのとき価格 p_m を提示することが予想された。これにもとづいて企業プレイヤーがタイプに関する情報を入手した頻度を求めたところ、240回の選択機会すべてにおいて情報を入手する選択をしていた。さらに投資家プレイヤーによる価格提示をみると、パラメータIのときに価格 p_l を提示した頻度は120回の決定のうち66回（55%）、パラメータIIのときに価格 p_m を提示した頻度は77回（64%）であった。2項検定（片側検定）によれば、これらの結果は投資家プレイヤーが無作為に価格を選択して提示していたという帰無仮説を棄却していた（いずれも $p < .0001$ ）。

強制的情報開示ルール（制度AF）では、企業プレイヤーはつねに資産タイプに関する情報を入手し、知り得たタイプが最低水準となるようなメッセージの集合を開示することが予想された。実験データによれば、制度AFの実験セッションにおいて、企業プレイヤーは240回の選択機会のうち5回をのぞいてすべて資産タイプについて情報を入手する選択をしており、予想と整合的な結果をしめした。さらに、資産タイプが m であることを知った企業プレイヤーのうち93%（ $= 81 / 87$ ）が、また、資産タイプが h であることを知った企業プレイヤーのうち93%（ $= 71 / 76$ ）が予想に合致したメッセージを伝達していた。2項検定（片側検定）によれば、これらの比率は、企業プレイヤーがルールの認めるメッセージ集合から無作為に選択していた場合に予想される比率よりも

表2. 市場の効率性に関する実験結果

	調整前 ^a			調整後 ^b		
	NC	AF	MD	NC	AF	MD
パラメータ I	.52 (62/120)	.93 (112/120)	.91 (109/120)	.31 (25/81)	.91 (78/86)	.87 (66/76)
パラメータ II	.65 (78/120)	.94 (113/120)	.90 (108/120)	.26 (12/47)	.95 (38/40)	.90 (35/39)

^aすべての資産タイプ (l, m, h) を含めたときの比率; ^bパラメータ I のときタイプ m とタイプ h の資産について企業プレイヤーが受諾した比率を、パラメータ II のときタイプ h の資産について、企業プレイヤーが受諾した比率を示している。企業プレイヤーと投資家プレイヤーがともに資産タイプを知っているならば任意の資産タイプについて取引が成立すると予想される。これに対して、制度 NC ではパラメータ I のときタイプ m とタイプ h の資産の取引が、パラメータ II のときタイプ h の資産の取引が成立しないと予想される。制度 NC においてこの逆選抜が生じたときに、企業プレイヤーが受諾しない (取引が成立しない) と予想される資産タイプのみを使って比率を求めた。

有意に大きいことを示していた (いずれも $p < .0001$)。したがって、資産タイプを測定した企業プレイヤーが、メッセージを開示するときに、知り得た真のタイプが最低水準となるようなメッセージを選択するという予想と整合的であったと考えられる。一方、企業プレイヤーの情報開示を所与として、投資家プレイヤーがそのタイプ集合に含まれる最低水準のタイプに対応した価格 $p_{min(d)}$ を提示していた比率は、パラメータ I のとき 95% (114 / 120) であり、パラメータ II のとき 98% であった (117 / 120)。これらの結果より、虚偽報告規制ルールにおける予想と整合的な選択を実験参加者はとっていたものと考えられる。

実験モデルの予想と異なる結果を示したのは強制的情報開示ルール (制度 MD) であった。パラメータ II のとき企業プレイヤーはタイプ情報を入手するものの、パラメータ I のときに情報を入手しない選択をすることが予想された。しかし、実験データによれば企業プレイヤーがタイプを測定した比率はパラメータ I のとき 90% (108 / 120)、パラメータ II のとき 89% (107 / 120) であり、設定したパラメータに関わりなく、企業プレイヤーは資産タイプを測定していたことが明らかになっ

た。したがって制度 MD の実験結果は、パラメータ II についての予想と整合的であったものの、パラメータ I に関する主張を支持しなかったと考えられる。

5. おわりに

本論文は、企業と投資家からなる 2 人ゲームを分析し、3つの情報開示ルールが企業の情報測定と外部報告決定に与える影響を実験検証した。12回の実験セッションから得られた検証結果は、強制的情報開示ルールを除いて、実験モデルの予想を概ね支持していた。

私的情報の伝達ができないルールの下では、企業プレイヤーが測定した私的情報を投資家プレイヤーに開示できないため、高水準の資産タイプの取引が成立しなかった。これは投資家への情報開示をとまなわない私的情報の測定が、市場の効率性を低下させることを示唆していた。これに対して虚偽報告規制ルールと強制的情報開示ルールはともに市場における情報非対称を解消し、逆選抜を緩和する能力をもつことを示した。

ただし、強制的情報開示ルールの下で、企業が私的情報を測定しないことが予想されたにもかかわらず

ならず、実験では企業プレイヤーはほとんどつねに情報を測定する選択をしていた。この理由として考えられるのは、企業プレイヤーがタイプを測定しなかったときに到達される情報集合における投資家の信念が、逐次均衡が要請する信念となっていなかったというものである⁵⁾。また、企業プレイヤーが本実験の設定した金銭報酬からではなく、むしろ社会的文脈の中で理解されるべき規範的要素にもとづいて選択していた可能性もある。本実験の参加者はいずれも、会計学を履修した経営学部学生または大学院生であった。このような共通した属性をもつ参加者が、情報を測定する機会を与えられたときに、つねに測定する方を選択するように強く動機づけられていた可能性がある。もしそうであるならば、企業プレイヤーは後続の投資家プレイヤーによる価格提示に依存しないで、情報を測定する方を選択するという安定した結果が生じるであろう。この可能性については、他の属性をもつ参加者（他学部学生）による追試実験を行い、本実験が得たのと同じような定型的行動が観察されるか調査する必要があると考えられる。

また今後の研究課題として、(1)情報測定と開示にともなう費用や、(2)私的情報の開示に付随する監査サービスの購入決定、(3)企業による資産タイプの決定、を考慮して実験モデルを拡張し、本論文の知見をどの程度一般化できるか検討することが必要である。

〈注〉

1) 自発的情報開示研究の理論分析としてはGrossman (1981), Milgrom (1981), Jovanovic (1982), Verrecchia (1983), Dye (1985), Matthews and Postlewaite (1985), Jung and Kwon (1988), Darrough and Stoughton (1990), Wagenhofer (1990), Feltham and Xie (1992) が含まれる。また実験研究としてはForsythe, Isaac and Palfrey (1989), King and Wallin (1990), King and Wallin (1991a), King and Wallin (1991b), Lynch *et al.* (1991), King and Wallin (1995),

Forsythe, Lundholm and Rietz (1999), 野田 (1999) が含まれる。

- 2) 12回の実験セッションに参加した延べ人数は9名である。その内訳は、神戸大学経営学部生8名（3年生5名と4年生3名）と経営学研究科1名からなる。性別では男性6名、女性3名で構成されている。実験では参加者を4名と5名のグループに分割し、各グループを2つのパラメータと3つの情報開示ルールを組み合わせた6つの実験セッションにそれぞれ1回ずつ参加させた。なお、実験所要時間は2時間から2時間半であり、実験参加者に対する金銭報酬は、1回の実験セッションにつき1人あたり平均2,200円であった。
- 3) 実験インストラクション用紙と記録用紙は筆者より入手可能である。
- 4) 参加者の組み合わせと役割は、実験セッションに先立って実験者が無作為に決めた。なお、各参加者には他のどの参加者とペアになっているか知らされない。
- 5) 例えば、企業プレイヤーがタイプ情報を入手しなかったのを観察した投資家プレイヤーが、タイプ1に確率1を与え、他の資産タイプに確率0を与えるような信念にもとづいて価格提示をするような完全ベイズ均衡 (Perfect Bayesian equilibrium) が考えられる。

〈参考文献〉

- Akerlof, G. A. (1970), "The Market for 'Lemons': Quality Uncertainty and the Market Mechanism," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 84, pp. 488 - 500.
- Dye, R. A. (1985), "Disclosure of Nonproprietary Information," *Journal of Accounting Research*, Vol. 23, p. 123 - 45.
- Darrough, M. N. and Stoughton (1990), "Financial Disclosure Policy in an Entry Game," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 12, pp. 219 - 43.
- Feltham, G. A. and J. Z. Xie (1992), "Voluntary Financial Disclosure in an Entry Game with Continua of Types," *Contemporary Accounting Research*, Vol. 9, No. 1, pp. 46 - 80.
- Forsythe, R., R. M. Issac, and T. R. Palfrey (1989), "Theories and Tests of 'Blind Bidding' in Sealed-Bid Auctions," *RAND Journal of Economics*, Vol. 20, pp. 214 - 38.
- Forsythe, R., R. Lundholm, and T. Rietz (1999), "Cheap Talk, Fraud, and Adverse Selection in Financial Markets: Some Experimental Evidence," *The Review of Financial Studies*, Vol. 12, No. 3, pp. 481 - 518.
- Grossman, S. J. (1981), "The Informational Role of Warranties and Private Disclosure about Product Quality," *Journal of Law and Economics*, Vol. 24, pp. 461 - 83.
- Jovanovic, B. (1982), "Truthful Disclosure of Information," *Bell Journal of Economics*, Vol. 13, pp. 36 - 44.
- Jung, W.-O, and Y. K. Kwon (1988), "Disclosure When the Market is Unsure of Information Endowment of Managers," *Journal of Accounting Research*, Vol. 26, pp. 146 - 53.
- King, R. R. and D. E. Wallin (1990), "The Effects of Antifraud Rules and Ex Post Verifiability on Managerial Disclosures," *Contemporary Accounting Research*, Vol. 6, pp. 859 - 92.
- King, R. R. and D. E. Wallin (1991a), "Market-Induced Information Disclosures : An Experimental Markets Investigation," *Contemporary Accounting Research*, Vol. 8, pp. 170 - 97.
- King, R. R. and D. E. Wallin (1991b), "Voluntary Disclosures When Seller's Level of Information is Unknown," *Journal of Accounting Research*, Vol. 29, pp. 96-108.
- King, R. R. and D. E. Wallin (1995), "Experimental Tests of Disclosure with an Opponent," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 19, pp. 139-67.
- Kreps, D. and R. Wilson (1982), "Sequential Equilibrium," *Econometrica*, Vol. 50, pp. 863 - 94.
- Lynch, M., R. M. Miller, C. R. Plott, and R. Porter (1991), "Product Quality, Informational Efficiency, and Regulations in Experimental Markets," in R. M. Isaac (Ed.) *Research in Experimental Economics*, Vol. 4, pp. 269 - 318, Greenwich, Conn.: JAI Press.
- Matthews, S. and A. Postlewaite (1985), "Quality Testing and Disclosure," *Rand Journal of Economics*, Vol. 16, No.3, pp. 328 - 40.
- Milgrom, P. (1981), "Good News and Bad News : Representation Theorems and Applications," *The Bell Journal of Economics*, Vol. 12, pp. 649 - 60.
- 野田昭宏 (1999) 「私的情報の不確実な入手と自発的情報開示」
【産業経理】第59巻3号
- Verrecchia, R. E. (1983), "Discretionary Disclosure," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 5, pp. 179 - 94.
- Wagenhofer, A. (1990), "Voluntary Disclosure with a Strategic Opponent," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 12, pp. 341 - 63.

土壌汚染の会計

Accounting for Environmental Remediation Liabilities

阪 智 香 (関西学院大学商学部)
Chika Saka

要 約

わが国において、土壌汚染の実態が明らかになり始め、企業にとっては巨額の浄化債務の負担や資産価値の下落等が深刻な問題となっている。しかし、これらの土壌汚染に関わる環境負債や減損について扱う会計基準が存在しないために、企業が抱えるリスクが財務諸表上に適切に反映されていないという問題が生じている。そこで本稿では、過去の事業活動に関連して生じた土壌汚染に対する環境負債および減損の問題について論じている。まず、既存の会計基準にもとづいて環境負債および減損を会計処理する際の留意点を示した上で、既存の会計基準を前提とした会計処理には多くの判断を伴ない、かつ、土壌汚染等に特有の不確実性が適切に反映されない、また、負債の計上と減損との区分が明らかにされていないといった問題点を指摘している。その上で、環境負債の認識・測定、および、環境問題から生じた減損の会計処理を包括的に扱う独立した会計基準の必要性を提案している。

Summary

In Japan, many entities face a huge amount of remediation obligation or impairment of site. However, most entities are not generally identified these risks in their financial reports though they had known the environmental-related exposure arising from past activities, because there are no accounting standards dealing with such issues. Consequently, users of financial reports have some difficulty in Judging to what degree entities are responding to Remediation obligation. This paper discusses specific accounting issues including the recognition and measurement of environmental remediation liabilities and the impairment losses from the entity's contaminated site, within the existing financial accounting framework. I identified that the application of the existing accounting rules is insufficient to account for such environmental issues. New accounting standards are needed for environmental-related liabilities and impairment losses.

I 土壌汚染の実態と企業への影響

1. 土壌汚染の実態

最近、わが国において土壌汚染の問題がにわか
に注目されてきている。汚染の現状については、
土壌環境基準が定められている重金属と有機塩素
化合物による汚染が全国で計32万カ所以上に及
び、土壌汚染対策にかかる費用は、土壌汚染調査
費用が2兆3,000億円、土壌汚染浄化費用が11兆
円の合計13兆3,000億円と推定されている¹⁾。こ
れらは、過去20～30年も前に廃棄された有害物
質によって進行してきた汚染が、土地の再開発等
による調査で明らかになったものであり、今後、
さらに被害の実態が明らかになれば汚染箇所数は
ますます増加するものとみられている。

現在のところ、わが国には土壌汚染を直接規制
する法律はないが、自治体による指導、厳格な条
例や要綱の制定、社会的圧力等により、企業が汚
染土壌の浄化・修復費用を負担しなければならない
ケースが多くなっている²⁾。また、環境省では
2002年の国会提出を目処にアメリカのスーパー
ファンド法に倣った土壌汚染防止法案の検討に着
手しているようである。スーパーファンド法と
は、土壌・地下水汚染の汚染者責任を厳格に問う
法律であり、浄化を要求される責任当事者がきわ
めて広範で、遡及責任や連帯責任が適用されるも
のである³⁾。

2. 環境リスクの構成要素

このような状況の中で、企業は様々な環境リス

クに直面するようになってきている。ここで、環境リスクとは、企業活動を取りまく大気・水・土壌・天然資源・動植物およびそれらの相互関係に関する、事故発生の可能性 (Risk)、その可能性の潜在的要因 (Hazard)、事故それ自体 (Peril)、事故発生の結果生じる価値喪失 (Loss) の全てを包含するものである。

例えば、土壌汚染の原因となる有害物質を持つ固有の有害性がHazardであり、それが地下水等によって拡散することによって人体や生態系に悪影響を及ぼす可能性がRisk、実際に起きてしまった汚染がPerilで、その経済的損失がLossということになる⁴⁾。

3. 企業への影響

また、企業を取りまく環境リスクの種類には、リーガルリスク、マーケットリスク、イメージリスク等がある。リーガルリスクは、法的要件の逸脱に伴うリスクおよび法的要件の強化に伴うリスクである。マーケットリスクはマーケット動向によるリスク、イメージリスクは企業イメージの低下によるリスクである。

例えば、土壌や地下水の汚染が発覚した場合、企業は、損害賠償、法令違反に伴う罰金、操業停止、土地取得や企業買収に伴う環境負債の継承、法規制強化による浄化や修復責任、環境設備投資といったリーガルリスクに直面する。また、汚染資産の資産価値下落や瑕疵担保責任といったマーケットリスク、および、不買運動、雇用や資金調達の困難といった社会的信用や事業に影響するイメージリスクにも直面することとなる⁵⁾。

このような現状において、投資家は、土壌汚染が企業の財政状態や経営成績にどのような影響を及ぼすかについて、また、債権者は、土地を担保とした融資が回収不能となる可能性等について、関心を寄せるようになってきている。しかしこれまで

は、企業がこのような重大な環境リスクに直面している場合であっても、それが財務諸表上に反映されず、そのことによって会計情報が企業の経済実態を適切に示していないこともあった。そこで、以下では、汚染土壌に関する浄化・修復責任、汚染資産の価値下落の問題に焦点をあてて、その環境負債・環境偶発債務および環境問題による資産の減損といった財務会計上の諸問題について取り上げることとする。これらの会計処理については、主として国際会計基準 (International Accounting Standards, IAS) にもとづいて考察している。

II 環境負債の会計

1. 環境負債の存在

土壌汚染に関する環境負債とは、当該土壌・地下水の浄化・修復に要する将来の支出で、負債の認識規準を満たすものである。負債について、IASC概念フレームワークでは、過去の事象から発生した特定の企業の現在の債務 (obligation) であるとしている。ここで、債務とは、ある一定の方法で実行または遂行する責務もしくは責任であり、これは法的に強制される場合もあるが、通常の取引慣行、慣習もしくは良好な取引関係を維持し、または公正とみなされるように行動したいという要望からも生じるものである⁶⁾。

さらに、IAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産 (Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets)」では、現在の債務を生じさせる事象として、法的債務と推定債務をあげている。ここで推定債務とは、確立されている過去の慣行、公表済みの方針または十分かつ具体的な声明によって、企業が他の利害関係者に一定の責任を認めることを明らかにし、その結果、当該企業がその責任を果たすであろうとの正当な期待を利

害関係者に抱かせる場合に、企業の行動から導きだされる債務とされる⁷⁾。したがって、法規制によって要求されなくとも、企業が自らの環境方針によって環境に配慮し、または浄化を実施することを環境報告書等において公言している場合には、それを実施するために将来必要となる環境支出を環境負債として認識することが必要となる。

2. 環境負債の認識

土壌の浄化・修復作業は通常長期間に及ぶため、将来の支出時期や金額に不確実性を伴うことが多く、また、浄化方法の変更や浄化技術の進歩によっても影響を受ける。そのため、法律にもとづいて負担金額が確定される場合を除き、引当金に該当するかどうか論点となる。IAS第37号では、引当金の認識要件として次の3つをあげている⁸⁾。

- (a)企業が過去の事象の結果として、現在の（法的または推定）債務を有していること。
- (b)債務の弁済のために経済的便益を有する資源の流出を要求される可能性が高いこと。
- (c)債務の金額について信頼性の高い見積りができること。

実際の認識時点は、浄化・修復の対象となる土壌の種類や状態によって異なるが、例えば、訴訟や補償請求の査定によって、過去の事象が原因で

当該企業が修復活動に参加する責任があると宣告された時点、または、その可能性が高くなった時点などがあげられる⁹⁾。

なお、上記の引当金の要件を満たさない場合には、偶発債務に該当するかどうかについて判断し、該当する場合には開示が要求されることとなる。IAS第37号では、引当金と偶発債務の相違を図表1のように示している。

IAS第37号では、偶発債務として、「可能性がある債務」に加えて、「現在の債務」であって、債務履行のために将来の経済的便益を有する資産の流出が要求される可能性が高くないか、または、十分に信頼可能な測定ができないという理由で貸借対照表に計上されなかった債務も含めている。土壌浄化・修復に関する将来支出については、現在の債務であるにもかかわらず、測定が困難であるために開示されていないものが多かったが、偶発債務の範囲が広がったことにより、これらの環境偶発債務の開示が改善されることとなる。

また、IAS第37号では、偶発債務の種類ごとに、偶発債務の性質の簡潔な説明と、可能であれば、偶発債務の財務的影響額、資源流出の金額と時期に関する不確実性の兆候、払戻しを受ける可能性を開示することを要求している¹⁰⁾。環境偶発債務についても、これらの項目について、経営者

図表1 引当金と偶発債務の相違

過去事象の結果として、(a)現在の債務または(b)完全に企業の支配外にある一つ以上の不確実な将来事象の発生または不発生によってのみその存在が確認できる可能性ある債務、の履行により将来の経済的便益を有する資源の流出が起こるかもしれない場合、			
可能性	現在の債務があり、資源流出を要求される可能性が高い。	可能性のある債務または現在の債務があり、資源の流出を要求されるかもしれないが、要求されない可能性が高い。	可能性のある債務または現在の債務があり、資源の流出が要求される可能性が希薄である。
負債	引当金を認識する。	引当金を認識しない。	引当金を認識しない。
開示	引当金に関する開示が必要。	偶発債務の開示が必要。	開示も不要。

出所) International Accounting Standard No.37, "Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets," Appendix A.

の判断を反映した開示がなされるべきである。

3. 環境負債の測定

土壤汚染に関連する環境負債の具体的な要素としては、浄化・修復活動の直接的コストや、当該活動に携わると予想される従業員の人件費その他の手当等が含まれる。このような環境負債の金額は、浄化活動の方法、保険等からの回収額、浄化活動の期間、浄化技術の進歩、共同浄化責任者の支払能力などによって影響を受けるため、前述の認識要件(c)の、信頼性の高い見積りを行うことが非常に難しいとされている。これについて、IAS第37号では、例えば、新技術の採用や既存技術の熟練、新法律の制定といった、債務の弁済に要する金額に影響を及ぼすことが合理的に予測される将来の事象について、十分に客観的な証拠がある場合には、引当金額に反映させなければならないとしている。

また、土地の浄化・修復作業は10年や20年といったかなりの長期間に及ぶこともあるが、貨幣の時間価値の影響が重要な場合は、引当金の金額は債務の弁済に必要と見込まれる支出の現在価値でなければならないとしている¹¹⁾。

なお、IAS第37号では、起こりうる結果を一定の幅で決定することが可能ならば、信頼性の高い見積りを行うことができるとする立場をとっている。また、その場合は、最善の見積りによる計上を求めている¹²⁾。ただし、見積りが範囲を伴う場合、見積り範囲のどの金額が開示されるかによって、投資家の判断にバイアスを与えるという問題が指摘されている¹³⁾。一般的に土壤汚染の場合、汚染の状況や資産の状態が個々のケースで異なり、類似の汚染資産が存在しないため、最頻値としての最善の見積額を決定することは極めて困難である。そこで、このような不確実性に対処するために、「期待値」による見積り方法も示されてい

る¹⁴⁾。

これらの現在価値や期待値に関しては、国際会計基準委員会で現在価値プロジェクトが進行中であり、わが国においても、一部の金融商品や退職給付債務の測定に取り入れられるようになってきている。また、アメリカでは、財務会計概念書(Statement of Financial Accounting Concepts, SFAC)第7号「会計測定におけるキャッシュフロー情報と現在価値の利用(Using Cash Flow Information and Present Values in Accounting Measurements)」が2000年2月に公表されている。この概念書の中で、環境修復負債が取り上げられ、企業に活動の実施を要求するような債務の公正価値は、期待キャッシュフロー・アプローチによって見積ることが述べられている¹⁵⁾。

伝統的な測定アプローチが、最も発生可能性の高い最善の見積額を用いるのに対して、期待キャッシュフロー・アプローチは、発生可能性の範囲およびその分布にもとづいて期待キャッシュフローを算定し、それをリスクにもとづき修正した後、無リスク利率で割引くというものである。

伝統的アプローチは、修復負債のような類似の資産・負債が存在せず、複雑な測定上の問題を有する項目には有効ではなかった。そこで、対象となる将来のキャッシュフローを直接分析する期待キャッシュフロー・アプローチを用いることで、時期が不確実で最善の見積りを示すことができないために認識されてこなかった環境負債の測定が可能となる。

さらに、これまでの現在価値算定ではリスク等をすべて割引率に反映させてしまうために、不明確となっていた測定プロセスの検証可能性を高めることにもなる。環境負債の見積りに範囲を伴う場合も、このアプローチを用いることで、見積り範囲のいずれかの金額を開示することから生じる情報利用者のミスリードの可能性も防ぐことができ

る。

期待キャッシュフローを用いて土壌・地下水修復のための環境負債を測定するには、まず環境負債の金額に影響を及ぼす諸要素を明らかにして、すべての起こりうる結果をそれぞれの確率によって加重平均して見積ることが必要である。図表2では、修復が必要となる可能性がある土壌の範囲を2,000・4,000・20,000立方ヤード、支出が要求される可能性のある金額を100・200・1000万ドル、将来支出の発生可能性を30・60・10%とし、同様に地下水修復処理についても、処理期間を2・4年、金額を200・400万ドル、発生可能性を40・60%とした場合に評価した結果を示したものである。

図表2では割引を考慮していないが、本来は評

価された金額530万ドルを無リスク利率で割引いたものが環境負債の測定金額となる。

4. 環境負債の潜在的回収額の考慮

環境負債の測定に関してさらに考慮しなければならないことは、潜在的回収額の取り扱いである。つまり、潜在的回収額が見込まれる場合に、その金額を環境負債と相殺すべきかどうかという問題である。環境負債に関連する潜在的回収額としては、土地の売却による正味受取代金や、第三者からの回収額等をあげることができる。

土地等の売却から期待される受取代金について、IAS第37号では、資産の予想売却益は引当金の測定にあたって考慮してはならないとしている。資産の売却による回収額を考慮するならば、

図表2 土壌修復負債の評価例

土壌修復	地下水処理	金額	発生可能性	期待値
2,000立方ヤード 100万ドル 発生可能性30%	処理2年 200万ドル 60%	300万ドル	18%	54万ドル
2,000立方ヤード 100万ドル 発生可能性30%	処理4年 400万ドル 40%	500万ドル	12%	60万ドル
4,000立方ヤード 200万ドル 発生可能性60%	処理2年 200万ドル 60%	400万ドル	36%	144万ドル
4,000立方ヤード 200万ドル 発生可能性60%	処理4年 400万ドル 40%	600万ドル	24%	144万ドル
20,000立方ヤード 1000万ドル 発生可能性10%	処理2年 200万ドル 60%	1200万ドル	6%	72万ドル
20,000立方ヤード 1000万ドル 発生可能性10%	処理4年 400万ドル 40%	1400万ドル	4%	56万ドル
計			100%	530万ドル

出所) U.S.Environmental Protection Agency, *Valuing Potential Environmental Liabilities for Managerial Decision-Making: A Review of Available Techniques* (U.S.Environmental Protection Agency, 1996), p.58.

仮に売却による回収額がその修復費用を超える場合には、引当金を設定する必要はないということにもなりかねないからである。例えば、修復活動が行われている土地の価格が上昇すれば、引当金額が変動し、極端な場合には負債が消滅するという事態も生じるからである。

また、過去に第三者と共有していた土地が汚染されていた場合や、反訴または保険によって第三者からの回収が見込まれるような場合について、IAS第37号では、ほぼ確実に回収できる場合しか回収額を認識してはならないとしている。さらに、認識される回収額は引当金の金額を超えてはならず、回収額は引当金から控除してはならないとしている。また、回収額の測定は、負債金額の測定に用いられたものと同様の方法が用いられるべきとされている¹⁶⁾。

なお、環境負債と次に述べる減損の二重計上は回避されなければならない。

Ⅲ 土壤汚染と減損会計

土壤汚染が発覚した場合、当該土地の資産価値が下落すると一般的には考えられている。これについて、環境負債と相殺後の純額でみた資産価値の低下という理解であれば問題はないが、土壤汚染を資産の減損として会計処理することで、環境負債の計上を免れると理解されてはならない。

減損とは、物理的理由または経済環境の変化により、資産の帳簿価額の全額を回収することができなくなったことをいう。これを土壤汚染に適用することが不適切であるのは、次の理由による。

- (a) 土地は会計上減価償却がなされないことからわかるように、投下金額である帳簿価額を回収することが意図されていないこと。
- (b) 汚染土地に減損を認識すれば、当該土地を浄化・修復する義務が認識されないこと。

特に(b)は重要である。減損は、資産から獲得される将来の収入の減少を認識するものであるが、負債は将来の支出を認識するものであり、この両者は会計上明確に区別されなければならない。汚染が存在している土地は、浄化または修復しなければならないのであり、減損を認識することによって浄化・修復の義務から免れると理解してはならない。したがって、土壤汚染が発覚した場合は、基本的には環境負債が計上されるべきである。

ただし、次のような状況においては、汚染土地に関連して減損が認識されることもありうる¹⁷⁾。

- (a) 売却のために保有している土地に汚染が発覚した場合で、かつ、売却によって自らの浄化または修復責任から完全に逃れることができる場合は、汚染が売却による収入の減少をもたらしたとして減損を認識する。
- (b) 土壤汚染の発覚によって活動を中止しなければならない事業体に長期的に投資をしていた場合で、かつ、自らが浄化責任を問われない場合は、当該投資の減損を認識する。

減損の会計処理については、国際的に異なる2つのアプローチが存在する。IAS第36号「資産の減損 (Impairment of Assets)」では、減損の兆候がある資産について、帳簿価額が回収可能価額を超えるときに、回収可能価額まで帳簿価額を切り下げるとしている。一方、FASBは、2000年6月に公表した公開草案「固定資産の減損・撤去および処分活動に伴う負債の会計 (Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets and for Obligations Associated with Disposal Activities)」の中で、SFAC第7号の期待キャッシュフロー・アプローチを具体化している。すなわち、保有・利用目的の資産の帳簿価額が公正価値を上回る状態を減損とし、資産の公正価値は期待キャッシュフロー・アプローチを用いて見積る

ことを求めている。ただし、現実的な理由から、将来キャッシュフローの割引前総額が用いられている¹⁸⁾。

環境問題に関連する減損であっても、基本的には他の資産の減損と同様に会計処理されるべきである。ただし、環境関連の投資を資産として計上する際の資本化の判断規準との首尾一貫性が求められる。

IV 環境会計基準の必要性

土壌汚染等の浄化に係る環境負債についてのこれまでの議論では、ほとんどのケースで汚染の原因が以前の土地所有者であって汚染責任を明確にすることが困難であることや、環境負債の測定に多くの不確実性が伴い見積りが困難であることなどが指摘されるにとどまっていた。

しかし、汚染実態の把握や法規制の整備、あるいは、土壌浄化の経験が蓄積されつつあることを背景として、浄化金額の算定のための条件は整いつつある。土壌汚染の問題が企業の財政状態に多大な影響をもたらしかねない中で、すでに存在する環境汚染について、企業は、その浄化・修復のための環境負債を財務諸表に計上する必要がある。また、土壌汚染の問題を単に土地の減損として会計処理してしまうことのないように、減損が認められる状況についても明らかにすべきである。

現状では、環境コストや環境負債について、既存の会計基準にもとづいて会計処理を行おうとすれば、該当する基準を識別しなければならず、その会計処理も煩雑で、かつ、基準間で処理が首尾一貫していないという問題も生じている。また、環境負債に特有の不確実性等の問題が考慮されていないために、基準の解釈や適用が企業によって大きく異なり、企業の環境リスクの実態が会計上

に適切に反映されていないといえる。

そこで、概念フレームワークや会計基準に適合しない現行の会計実務を改善させ、企業が直面している環境リスクをより適切に会計処理し、開示する必要がある。そのために、環境コスト、環境負債および環境問題から生じた減損を扱う首尾一貫した認識、測定、開示のための包括的な会計基準が必要な時期に来ているといえる。

〈注〉

- 1) 土壌環境センター「我が国における土壌汚染対策費用の推定-土壌汚染調査費用の推定、土壌汚染浄化費用の推定-」2000年7月。
- 2) 土壌汚染に関連する法律としては、環境基本法と関連する環境基準、水質汚濁防止法、環境影響評価法等がある。特に水質汚濁防止法は1996年の法律改正により、地下水を通じて周辺に被害を与えた場合、汚染地域の調査と浄化の命令を出す権限が都道府県知事に与えられた。また、汚染原因者に遡及責任を、土地所有者に浄化協力義務を課した。インタリスク・アジア航測株式会社「土壌と地下水のリスクマネジメント」工業調査会、2000年、pp.48-50。
- 3) スーパーファンド法は時限立法で1990年以降更新されていないが、現在でも存続している。しかし、浄化費用が1件2,000万～3,000万ドルと巨額であり、リスク回避の支払保険料が経営を圧迫することもあって、結果として汚染可能性が高い土地の再開発が滞る等の弊害を生み出した。そこで巨額の浄化負担を見直し、汚染を完全除去する工学的浄化から自然浄化能力を利用した方法に代わりつつある。この教訓を生かして、わが国で検討されている土壌汚染の浄化発動基準は、土地利用状況に応じた浄化の発動要件および対策目標を個々に設定するものとなっている。西村実「スーパーファンド法の挫折-自然浄化能力を生かす方向で修正-」『日経エコロジー』第1号、1999年7月他。
- 4) 黒澤慎治・後藤敏彦・西川正義編「戦略的環境マネジメントシステム」日科技連、2000年、pp.22-24。
- 5) 前掲書、pp.24-26。なお、「日本経済新聞（2001年2月3日付朝刊）」では、企業が抱える土壌汚染等の環境リスクを評価し、金融機関の融資審査に反映させる取り組みが本格化してきたことを伝えている。
- 6) International Accounting Standards Committee, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements* (July 1989), pars.49, 60.
- 7) International Accounting Standard No.37, "Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets," par.10.
- 8) *Ibid*, par.14.
- 9) American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Standards Division, "Proposed Statement of Position: SOP 96-1

Environmental Remediation Liabilities” (AICPA, 1996). この SOP96-1は、環境修復負債の認識、測定および開示について包括的に扱った唯一の会計ガイドラインである。

- 10) International Accounting Standard No.37, *op. cit.*, par.86.
- 11) *Ibid.*, pars.45, 48.
- 12) *Ibid.*, par.36.
- 13) 投資家は、見積りに範囲を伴う環境偶発債務について、最大額を開示した企業に対してはより高い不確実性を、最小額を開示した企業に対してはより低い不確実性を期待する、という実証研究の結果が示されている。Jane Kennedy, Terence Mitchell and Stephan E. Sefcik, “Disclosure of Contingent Environmental Liabilities: Some Unintended Consequences?” *Journal of Accounting Research*, Vol.36, No.2 (Autumn 1998), pp.257-277.
- 14) International Accounting Standard No.37, *op. cit.*, par.39.
- 15) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts No.7, “Using Cash Flow Information and Present Values in Accounting Measurements” (February 2000), par.117.
- 16) International Accounting Standard No.37, *op. cit.*, pars.51-53.
- 17) Canadian Institute of Chartered Accountants, *Environmental Costs and Liabilities: Accounting and Financial Reporting Issues* (CICA, 1993). 平松一夫・阪(谷口)智香訳『環境会計－環境コストと環境負債』東京経済情報出版、1995年、pp.116-117.
- 18) Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, “Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets and for Obligations Associated with Disposal Activities”, (June 2000). この公開草案は、SFAS121号「長期性資産の減損及び処分予定の長期性資産の会計処理 (Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed of)」の実施に伴う主要な論点を明らかにし、事業セグメントの処分、および、処分に伴う従業員解雇給付やリース契約中断による負債といった、処分予定の固定資産や処分活動に伴う負債に関する統一的な会計を確立しようとするものである。

環境保全コストのディスクロージャーの 実態と問題点

Disclosure of Environmental Preservation costs on Corporate Environmental Reports

樋口 豊彦(税理士)

Toyohiko Higuchi

國村 道雄(名古屋市立大学)

Michio Kunimura

要 約

わが国企業は、自発的に環境報告書を発行するという形で、環境問題に関心を持つ投資家たちの声にますます応えるようになってきている。しかしながら、環境報告基準のない現状では、これら報告書は、著しくまちまちである。本稿の目的は、日本の代表的企業の環境報告書を調査し、その開示実態の現状を分析することである。そこでは、まず、環境報告基準のあるべきステップは環境保全投資額の開示であり、次に環境保全コストの開示に進むべきであることを示す。環境保全コストの開示システムは、1999年に環境庁からガイドライン(案)として示された。そこで最後に、われわれは、このガイドライン(案)の環境保全コストの開示で改善すべき実務上のいくつかの問題点を示した。

Summary

Japanese companies are becoming more responsive to investors' concerns about the environment, by voluntarily issuing environmental reports. However, these reports differ significantly from each other due to the absence of environmental reporting standards. The purpose of this paper is to analyze the present situation in the disclosure of environmental reports of typical Japanese corporations. First, we show the possible step to take for setting environmental reporting standards. The first step should start from the disclosure of amounts invested in environmental preservation, then develop to the next step of disclosing the environmental preservation costs. A tentative guideline of the disclosure of preservation costs was presented by The Japanese Environmental Agency in 1999. Thus, finally we show some practical suggestions in order to improve the disclosure of preservation costs under the Guideline.

1. はじめに

環境問題への関心の高まりの中で企業の「環境報告書」の自主的な公表がここ数年急増しているが、環境会計の基準が存在していない現状においては、環境会計情報の測定方法は統一されておらず、その結果開示される環境会計情報も当然ながら企業間で比較可能なものではない。企業は独自に環境会計の構築(「環境保全コスト」又は「環境投資額」の定義・測定)に努めてはいるが、まだ一部の先進的企業のみが突出し、産業間においても、また同一産業内の企業間においても、大きな差異を有しているのが現状である。このように

企業が環境会計に取り組み始めた時期に、環境庁の「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン～環境会計の確立に向けて(中間取りまとめ)」(平成12年3月)が発表されたことは大変に意義深い。

環境庁の平成11年度の「環境にやさしい企業行動調査」において、「環境保全コストに係る投資額や費用を他と区別して集計しているか」との調査結果は、予算においては上場企業の25.9%、非上場企業等の19.0%、決算においては上場企業の24.7%、非上場企業等の16.6%が「投資額」、「経費」、又は「両方」の集計を行っているとしている。また環境保全コストの把握の目的は、「自

主的な環境管理における目標実行に伴うコスト把握、「環境保全投資における投資効果分析」、「規制強化等における環境対策のコスト管理」が挙げられている。一方、環境保全コストの集計にあたり、「環境保全コストの定義や範囲がはっきりせず、どの科目をどのように集計すべきかわからない」、「現行の会計システムでは特別な投資額や経費の集計ができるようになっていない」等の問題点が指摘されている。また「ガイドライン」については、上場企業の43.8%、非上場企業等の19.6%がその存在・内容を知っており、上場企業の9.9%、非上場企業等の4.0%が実際に活用していると回答し、今後の環境保全コストの把握・集計等の推進のためには、6割以上の企業が「企業内部における環境保全コストの把握、集計等に関する指針、ガイドラインの作成」を必要としており、「ガイドライン」への関心の高さがうかがえる。

このような要請に応じて、環境庁は環境会計システムを確立し企業等に普及させることは環境政策上有意義であるとの観点から、平成11年3月に「ガイドライン」で、環境保全コスト（投資及びコスト）の定義・集計・分類・開示についての指針を示し、さらに平成12年5月に「環境会計システムの確立にむけて（2000年報告）」で、「効果」についてもその考え方を示している。そこでは環境保全コストと「効果」を対比させることにより、企業等にとっては、自社の環境保全への取組をより効率的で効果の高いものにしていくための経営管理上の分析手段、社会にとっては、統一的な枠組みを通して企業等の環境保全への取組状況を理解できる有効な情報手段であるとの認識を示している。

これについて、松尾（2000）は“環境情報開示の動向”において環境会計の主たる目的は「ガイドライン」が示すとおり、環境コスト・環境負

荷低減関係、すなわち環境効率指標を提示することにあるとしている。まさにこの指摘は正しい。しかしながら、環境保全コストについての定義等が未だ定まらない現状において、効果を導出することはより高度に技術的であり、また特に財政基盤が脆弱な中小企業にとっては、社内における環境情報システムの構築自体がはなはだ困難であり実現性から見れば難しいといわざるをえない。中小企業をも含めて幅広く社会的に環境会計の浸透を目指して行くためには、まずコストについての定義等の確立を最優先とすべきではないだろうか。

また勝山(1999)は“環境会計の現状と課題”において「ガイドライン」は企業にかかわる「環境保全」を的確に整理しており、草創期にある環境保全コストの把握と公表にあたり「環境保全コスト集計表」を示すことによって、実務担当者によるコストの把握が容易になったとして評価している。たしかに、実務に指針を与えたという意味においては「ガイドライン」の意義は大変に大きい。しかしながら「ガイドライン」に従って実際に環境報告書を分析してみると、実務レベルにおいては「環境保全コスト」の分類においては問題点が多く、改善の余地がかなり多く残されているものと思われる。

本稿の目的は、「ガイドライン」の公表用B表（環境保全効果対比型）の項目を現在の代表的な企業（東証1部上場の5業種25社）の環境報告書がどの程度満たしているかを検証し、環境報告書のあるべき方向を探ることである。本稿は「ガイドライン」に沿って「環境報告書」を分析することを目的とするが、「ガイドライン」の中心課題である「投資」・「コスト」・「効果」のうち、「投資」・「効果」は分析の対象から外し、「コスト」のみを対象とする。その理由は、「投資」については記載はあるものの、「コスト」と

比較して金額の表示が少なく分析の対象にするにはデータ数から見て不適切と判断したこと、さらに「効果」については事例自体極めて少ないために同様の理由により、分析対象から外した。「効果」についてソニー、キリンビール、富士通の事例を見ると、ソニー（1998年度）は環境コストと環境効果の対比としてコストにおいては金額表示、効果においては物量表示をしている。キリンビール（1998年度）は、副産・廃棄物の年間処理費用として支払額との対比として受取額を表示している。富士通（1999年度）は費用と効果の

集計項目がそれぞれ異なり、個別対応ではない。このように「効果」は「環境報告書」における記述に統一性は見られない。

2. 環境報告書の概観

各企業の環境報告書の記載内容（一部インターネット上での公表を含む）をもとに、「ガイドライン」が開示を目指す3つの課題、「投資」・「コスト」・「効果」についての概観をまとめたものが、次の（表1）である。

表1 環境報告書の概観

		投資	コスト	効果
自動車産業	三菱自動車	無	有	無
	トヨタ自動車	有	有	無
	マツダ	無	有	無
	日産自動車	無	有	無
	ダイハツ工業	無	有	無
家電産業	東芝	有	有	無
	松下電器グループ	無	有	無
	ソニー	有	有	有
	日本電器	有	有	無
	日立製作所	有	有	無
電力・ガス産業	中部電力	有	有	無
	東京電力	有	有	無
	関西電力	有	有	無
	東京ガス	有	有	無
	大阪ガス	無	有	無
食品産業	アサヒビール	無	有	無
	日本たばこ産業	有	有	有
	キリンビール	無	有	有
	宝酒造	有	有	無
	サッポロビール	有	有	無
小売産業	三越	有	有	無
	イトーヨーカ堂	無	有	無
	ジャスコ	有	有	無
	ダイエー	無	有	無
	平和堂	無	有	無

なお表中においては、「金額データを含む記述」、「物量データを含む記述」、「文章だけの記述」などの記述内容は問わず、何らかの記述があるものはすべて「有」とし、その他は「無」とする。

「コスト」は、記述の内容は企業ごとに大きく異なるが、全企業で記述が認められる（詳細は3で述べる）。このうち、小売産業の一部では、寄付、助成、贈呈の記述がある。

「投資」の記述は、「家電産業」・「電力・ガス産業」・「食品産業」について多い。また、三越、イトーヨーカ堂を除いては金額の記述が見られる。

「効果」の記述は少ない（3社）。ソニーは環境会計実績として、1998年度から公表を始めている。また、キリンビールは副産・廃棄物の処理費用の受取額、宝酒造は副産物販売収入の記述である。

3. 環境保全コスト集計表（環境庁「ガイドライン」公表用B表）

ここでは（表1）における「コスト」について、「ガイドライン」の「環境保全コストの分類」の中心項目である「環境負荷低減に直接的に要したコスト（直接環境負荷低減コスト）」について、公表用B表を用いて詳細に分析する（表2）。

なお、表中において、「1」は金額表示がある、「2」は物量表示がある、「3」は何らかの記述がある、ということを示している。また「3」においては「%表示」を含むものとする。

また表中「①」と表示されているものは、例えば「振動・騒音防止のためのコスト〇〇円」という記載であり、分類項目の2以上にまたがっている、環境保全コストの分類毎に明確に区分ができない場合であることを意味している。

表の作成にあたり、基本的には、各社の環境報

告書（末尾の参考文献参照）に記載されているタイトルを重視して項目の特定を行っているが、タイトルがガイドラインの分類に合致しないものは記述内容により特定を行なった。また記述内容が2以上の項目にまたがっているような場合には重複表記してある。

公害防止コスト

1. 大気汚染のためのコスト

「家電産業」・「電力・ガス産業」・「食品産業」においては、詳細な記述が見られるが、「自動車産業」においては、トヨタを除いて具体的な記述が少なく、「小売産業」においては記述がない。

ここで留意すべきことは、たとえば、中部電力においてSO_x・NO_xを、大気汚染防止に関連して記述しているのに対し、キリンビールにおいてはそれを温暖化防止に関連して記述しているというように、各企業において分類・特定に違いがある。

2. 水質汚濁のためのコスト

「家電産業」・「電力・ガス産業」のうち電力3社・「食品産業」のうち2社において詳細な記述があるが、「自動車産業」においてはトヨタを除きやや具体性に欠け、「小売産業」においては記述がない。

宝酒造においては排水規制項目（カドミウムなど26項目）として、規制値・自主基準・実測値の記述があり、また東芝においては全社ではなく特定工場の記述ではあるが、水質測定の詳細な記述がある。

3. 土壌汚染のためのコスト

「家電産業」のうち2社、「食品産業」のうち1社だけに記述がある。

東芝においては名古屋分工場の地下水問題、松下においては揮発性有機化合物による地下水

表2 環境保全コスト集計表（環境庁ガイドライン公表用B表抜粋）

環境保全コストの分類			自動車産業			家電産業			電力・ガス産業			食品産業			小売産業											
			三菱	トヨタ	日産	ダイハツ	東芝	松下	ソニー	NEC	日立	中部電力	東京電力	関西電力	東京ガス	大阪ガス	アサヒ	キリン	サッポロ	JT	宝酒造	三越	ヨカ堂	ジャスコ	ダイエー	平和堂
環境負荷低減に直接的に要したコスト（直接環境負荷低減コスト）	公害防止コスト	大気汚染防止のためのコスト	3	2	3	3	3	2	2	①	2	3	①	①	2	①	3	2	2	2	1	2				
		水質汚濁のためのコスト	3	2	3	2	3	2	2	①	2	①	①	3			1	2		1	2					
		土壌汚染のためのコスト					3	2													1					
		騒音防止のためのコスト	3	2	3	3	3					①	①	3							①					
		振動防止のためのコスト	3	3	3				①			①	①	3							①					
		悪臭防止のためのコスト	3	3	3				①				3								1					
		地盤沈下のためのコスト																								
		その他の公害防止のためのコスト																		1						
地球環境保全コスト		温暖化防止のためのコスト	3	2	3	2	3	2	2	①	2	2	①	2	2	①	2	2	2	2	3	1	2	3	2	
		オゾン層破壊防止のためのコスト	3	2	3	3	3	2	2	①	2		2	2	2	1		①	3					2		
		省エネルギーのためのコスト	3	2	3	3	3	2	2	①	2		3	2	①	2	2	①	2	2	2	2	2	2	2	
		省資源のためのコスト	3	3	3	3	2		①	2		2	3	2	2	2	①	2	1	2	2	2	2			
		節水、雨水利用等のためのコスト		3					2	2			2									2		2		
		その他の地球環境保全のためのコスト	2	3	2	3	2	3	3	3	3	2	2	2									2		2	
産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理・リサイクルコスト		産業廃棄物の減量化、削減のためのコスト	3	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	1	2	3	2	2	2	2	2	2	3	2		
		産業廃棄物の処理・処分（埋立を含む）のためのコスト			3	2			①	2	2	3	2			①		1	1							
		産業廃棄物のリサイクル等のコスト	3	2		3				2	2	①	2	1	2	3	2	2	2	1	2		2	2		
		事業系一般廃棄物の減量化、削減のためのコスト	3		3	2			2		2	2	2	2			2	2	3	2						
		事業系一般廃棄物の処理・処分（埋立）のためのコスト							2		2							2								
		事業系一般廃棄物のリサイクル等のためのコスト			3				2	2		3	2		2	2	2	2	2		2			2	3	
		その他																								

「1」は金額表示がある、「2」は物量表示がある、「3」は何らかの記述がある、ということを示している。また「3」においては「%表示」を含むものとする。また表中「①」と表示されているものは、例えば「振動・騒音防止のためのコスト〇〇円」という記載であり、分類項目の2以上にまたがっていて、環境保全コストの分類毎に明確に区分ができない場合であることを意味している。

汚染の記述と今後の対策についての詳細な記述がある。宝酒造においては環境コストとして、土壌汚染防止（薬液タンク防液堤）の経費額の記述がある。

4. 上記以外の公害防止コスト

騒音防止のためのコスト・振動防止のためのコスト・悪臭防止のためのコストについては、ひとまとめでの記述が多く見られ、具体的なデータの記述が少ない。

宝酒造においては悪臭防止として焼却設備脱臭装置、騒音・振動防止として防音壁装置の経費額の記述がある。

地盤沈下のためのコストについては、記述がない。

その他の公害防止のためのコストについては、JTにおいて環境対応経費の中で、法規制対応費として金額の記述がある。

地球環境保全コスト

1. 温暖化防止のためのコスト

全産業において（ダイエー、平和堂を除く。）幅広く記述が見られる。「気候変動枠組み条約第3回締約国会議」（COP3）で採択された京都議定書（97年12月）で定められた温室効果ガスの種類は、二酸化炭素（CO₂）・メタン（CH₄）・亜鉛化窒素（N₂O）・ハイドロフルオロカーボン（HFC）・パーフルオロカーボン（PFC）・六フッ化硫黄（SF₆）となっているが、全産業における記述はCO₂だけである。

「電力・ガス産業」の電力3社においては、原子力発電がCO₂の削減の決め手であるとの共通の記述がある。

2. オゾン層破壊防止のためのコスト

「食品産業」・「小売産業」における記述が少ない。

松下において、オゾン層を破壊する主な原因

とされる特定フロン（CFC）は、家電製品や電子部品の洗浄剤などに使用されていたが、95年度末には全廃したとの記述があるように、他の企業も全廃したとの記述が多く見られる。

3. 省エネルギーのためのコスト・省資源のためのコスト

省エネルギーのためのコストと省資源のためのコストは、厳密に区分することが難しいが、全産業において幅広く記述が見られる。

NECにおいて、省エネルギー活動としてエネルギーの使用効率を高めてCO₂の排出抑制に寄与するコージェネレーション・システム（熱電供給）の導入実績についての記述があるが、他の企業もコージェネレーション・システムの記述が多い。また省資源は、リサイクルと関連して記述されていることが多い。

4. 節水、雨水利用等のためのコスト

「自動車産業」においてトヨタ1社、「家電産業」・「小売産業」においてそれぞれ2社に記述がある。

ソニーにおいて、水資源の有効利用として省資源に関連して記述されているように、他の企業も省資源に関連して記述していることが多い。

5. その他の地球環境保全のためのコスト

その他の環境保全のためのコストは、「自動車産業」においては、交通環境改善による環境負荷の削減の観点から、高度情報通信を利用した道路交通における管理システム（ITS）について、「家電産業」においては、科学物質の管理として環境汚染物質の排出・移動登録（PRTR）について、「電力・ガス産業」のうち電力3社においては、放射性廃棄物の管理についての記述である。

産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理・リサイクルコスト

NEC・JT・東京ガスにおいては、産業廃棄物と一般廃棄物の区分をして記述しているが、他の企業は産業廃棄物の記述のみ、もしくは単に廃棄物として記述しているところが多い。

また、廃棄物の減量化、削減・処理・処分、リサイクルは相互に関連しているため、一連の過程として厳密な区分は難しい。

以上の分析から、「コスト」においては産業間においても、同一産業内の企業間においても、大きな差異が見られる。全般的に見て「金額表示」は極端に少なく「物量表示」においても少なく、やっと「何らかの記述がある」という状況である。「ガイドライン」が公表されたことは、「環境保全コスト」の定義と測定方法が示されたという意味においては評価できる。しかし、現状の環境報告書の分析から見ると、そのギャップはあまりにも大きいといわざるをえず、理想は高く超えるべきハードルは高い。大企業においてさえもこのような現状であり、中小企業においてはより険しいことが予想され、現時点においては実行可能性という観点から見ると限界が感じられる。

また、この「ガイドライン」にもとづいて実際に分類する場合に、「公害防止コスト」と「地球環境保全コスト」及び「省エネルギー」と「省資源」などに重複部分が多く、また廃棄物の「減量化・削減」・「処理・処分」・「リサイクル」の一連の過程の区分が困難であるなどの問題点を指摘しておきたい。

以上見てきたように「環境報告書」の開示の現状と実行可能性の観点から次のような提言をしたい。まず第1に、「環境保全コスト」の分類をさらに整理統合するとともに、例えば「温暖化防止のためのコスト」に含まれる科学物質はCO₂であるというように、分類項目毎に該当する科学物質の範囲を暫定的にでも特定することが必要であ

る。第2に、比較的が多い「物量表示」から「金額表示」へと段階的に進めることが、現実的な問題として企業においては取り組みやすいであろう。第3に、特定・集計のしやすい「環境投資額」の公表を促し、次に「環境保全コスト」の開示へと進むことがより現実的なのではないか。第4に、この「ガイドライン」は当然のことながら、企業又は産業の個別的な特殊性を排除し普遍的な様式を模索しているため、その産業の特殊性が表示しにくい。産業毎に十分検討し、産業別さらには企業規模別の統一基準の確立を急ぐべきではないだろうか。

環境会計を構築することは、現行の会計システムに大きな変更を迫り、大きな追加的コストが必要となることも予想される。そのため人材面、資金面を含めた企業体力のある大企業以外には、環境会計の導入は困難であると予想されるため、大企業のみならず中小企業をも対象とした実行可能性の視点から「ガイドライン」のさらなる改善を要望する。

4. むすび

本稿においては、「コスト」についてのみ検証している。「ガイドライン」における3つの重要課題である「投資」・「効果」については「環境報告書」において記述量が少ないとの理由から検証の対象から除いている。また「環境報告書」を公表する企業数自体も多くなく、検証の精度は高くないかもしれない。しかし環境会計の一つの指針として「ガイドライン」が公表されたことは大変に意義深く、この「ガイドライン」の公表により、今後「環境報告書」の発行は年々増加し、その精度も上がっていくものと期待される。

「ガイドライン」における「環境会計」は「制度会計」の枠組みの外において、現代の環境問題

の深刻化から緊急の課題として議論をされてきている。いいかえれば、環境保全を優先し、資本の論理の主導による経済システムの転換を目指すものである。このことは伝統的な会計の枠組みでは、現在の複雑化・社会化した企業環境を把握することが困難になってきていることを示しているが、複数の「会計制度」の存在は、企業側、利用者側双方から見ても望ましいものであるとは言えない。できうる限りは、「環境会計」・「制度会計」双方の側から一つの「会計制度」に収斂されるべく努力を期待するものである。

「環境報告書」は、「制度会計」とはその目的を異にするものとして、現行の「制度会計」の枠組みを超えた幅広い範囲をカバーしようとしているのも事実であろう。しかしながら、中小企業にとっては本当に「環境報告書」を作成することができるのであろうか。環境問題が本当に緊急の課題であるとするならば、中小企業もその重要な一員であることは言うまでもない。「環境報告書」が「環境会計」を具現する一つの方法であるとするならば、「環境報告書」を大いに叩き台としながらその成果を「制度会計」に取り入れるというスタンスも必要ではないだろうか。「環境会計」と「制度会計」は別物という議論からはその展望は見えにくいように思われる。何が出来て、何が出来ないのかの論議は当然必要であるが、「制度会計」に取り入れられるものは取り入れることも必要であると思われる。全企業を巻き込んで「環境会計」を実行可能性のあるものにしていくことが重要であると思われる。

〈参考文献〉

松尾津正「環境情報開示の動向」『現代ディスクロージャー研究』No.1 2000
 勝山進「環境会計の現状と課題」『JICPA ジャーナル』No.533 1999
 環境庁「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン～環境会計の確立に向けて～（中間取りまとめ）」『インタ

ーネット・ホームページ (<http://www.eic.or.jp/>)
 環境庁「公表用フォーマット及び内部集計用フォーマット」『インターネット・ホームページ (http://www.eic.or.jp/eanet/kankyokeizai/format_smp.html)』
 環境庁「環境会計システムの確立に向けて（2000年報告）について」『インターネット・ホームページ (<http://www.eic.or.jp/kisha/200005/68839.html>)』2000
 環境庁「「環境会計ガイドブック」の作成について」『インターネット・ホームページ (<http://www.eic.or.jp/kisha/200006/68930.html>)』2000
 環境庁「「環境会計支援システム」の運用開始について」『インターネット・ホームページ (<http://www.eic.or.jp/kisha/200007/69000.html>)』2000
 三菱自動車「そして、明日へ」
 トヨタ自動車「環境報告書」1998年
 マツダ「インターネット・ホームページ (<http://www.mazda.co.jp/>)』
 日産自動車「自然とともに」1998年
 日産自動車「日産環境報告（データ版）」1998年
 日産自動車「環境行動計画」1998年
 ダイハツ工業「'99会社概況」1999年
 ソニー「環境保全活動報告書」1999年
 ソニー「数字で見るソニーの環境活動」（2000年8月）
 富士通「環境活動報告書」1999年
 東芝「環境報告書」1998年
 松下電器グループ「環境報告書」1999年
 日本電器「環境アニュアルレポート」1998年
 日立製作所「環境報告書」1998年
 中部電力「地球環境年報」1998年
 東京電力「環境行動レポート」1998年
 関西電力「地球環境アクションレポート」1998年
 東京ガス「エコレポート」1999年
 大阪ガス「環境行動レポート」1998年
 アサヒビール「エコレポート」1998年
 キリンビール「環境報告書」1998年
 サッポロビール「インターネット・ホームページ (<http://www.sapporobeer.co.jp/>)』
 日本たばこ産業「環境報告書」1998年
 宝酒造「緑字決算報告書」1999年
 三越「環境レポート」1998年
 ジャスコ「環境報告書」1999年
 ダイエー「インターネット・ホームページ (<http://www.daiei.co.jp/>)』
 平和堂「インターネット・ホームページ (<http://www.from.co.jp/>)』
 イトーヨーカ堂「インターネット・ホームページ (<http://www.home.iyg.co.jp/>)』
 Beets S. Douglas, and Christopher C. Souther, "Corporate Environmental Reports: The Need for Standards and an Environmental Assurance Service," *Accounting Horizons*, Vol. 13.2, pp.129-145. June 1999.

生保ディスクロージャーの現状と課題

Disclosure of Japanese Life Insurance

植村 信保(格付投資情報センター)
Nobuyasu Uemura

要 約

1997年に日産生命保険が経営破綻して以来、生保の経営内容に関する情報開示の重要性が認識されるようになった。

生保のディスクロージャーはかつてに比べれば開示項目が増え、銀行などに引けを取らない開示内容とされる。しかし、実際にはディスクロージャーがうまく機能しているとは言い難い。財務諸表のわかりにくさ、生保の事業特性を反映した開示になっていないことや、監督会計に財務会計が加わった中途半端な保険会計など、様々な理由がある。

情報開示の改善を求める動きはますます強まるとみられ、横並びの開示からの脱却が期待される。なかでも、逆ざやによる経営悪化が深刻視されるなか、将来の経営の健全性を示す情報が早急に求められる。また、国際会計基準の動向をにらみ、日本の保険会計のあり方について具体的に取り組む必要がある。

Summary

The disclosure of Japanese life insurance companies became important after the collapse of Nissan Mutual Life in 1997.

Life insurance companies sustain that they have improved their disclosure, which has become closer to the disclosure of the banking sector. But in my opinion, it is not enough yet due to many points. For example, their financial statements are complicated, they do not reflect the characteristics of their activities, there are many problems in their accounting system, etc.

It can't be denied that more and more claims will emerge requiring better information disclosure of life insurance companies, especially about their future solvency, because many of them suffer from a negative spread between the guaranteed yield for policy holders and the investment return.

I also think that we should discuss the Japanese insurance accounting systems, taking into consideration the International Accounting Standards too.

1. はじめに

生命保険の情報開示には主に3つのテーマがある。

まずは、生命保険会社そのものの経営内容についての情報開示である。事業会社や金融機関と同様に、生保会社がどのような事業を行っていて、経営内容や財政状態がどうなっているのかを示すものだ。保険契約者や債権者、株式や社債などの投資家、デリバティブの取引相手などが生保の信用リスクを把握したり、株式投資家が将来の会社価値を判断する材料として活用したりするための基礎的な情報である。生保のディスクロージャー

と言った場合には、通常これを指している。

次に、保険契約に関する情報開示が挙げられる。

保険契約に関する情報開示とは、生保が主としてプロではない一般の消費者に対し、どのような保険商品やサービスを提供しているかを示すものだ。事業会社の場合にも、自社で取り扱う製品や商品の「情報開示」が問題となることもあるが、保険を含めた金融商品は消費財と異なり目に見えず、直接金銭に関わるうえ、仕組みが一般にわかりにくいことも多いため、その影響は大きい。例えば、消費者が保険によって期待される効用やリスクを納得したうえで購入しなかった（もしくは

は、できなかった) 場合には、老後の十分な保障が得られなかったり、当てにしていた資金が確保できなかったりするなど、大きな損害を被ることがある。日本では生命保険の世帯普及率が九割を超えるなど、生命保険は広く国民に浸透しているが、保険契約に関する情報開示は他の先進国に比べ見劣りする。変額保険の不適切な販売、保険契約転換時の説明不足など、不十分な情報開示が原因で社会問題にまで発展したケースも多い。消費者への十分な情報開示が行われなければ、自由化が進む生命保険市場のなかで被害者が増大するばかりではなく、生命保険システムそのものへの不信感がますます高まるだろう。

もう一つ、資産運用機関としての情報開示も重要なテーマである。

生保は保険契約者から預かった保険料の運用機関というだけでなく、保険契約という形をとっているが、実態としては信託銀行や投資顧問会社のように年金基金などに対し資産運用サービスを提供している。運用機関は年金基金などの顧客に対し、資産運用の哲学や投資方針、リスクと期待リターンなどについて開示する必要がある。しかし、生保の運用機関としての情報開示は、他の運用機関に比べ見劣りするという指摘がある。例えば、一般勘定には純粋に資産運用を目的としたとは言いがたい株式や貸付金(いわゆる政策投融資)を保有している疑いがあるし、区分経理の開示も団体年金区分のみにとどまっている。加えて、生保への運用委託者は、現行の法令では特別勘定といえども委託した生保の信用リスクも意識しなければならず、第一のテーマである経営内容のディスクロージャーの問題にも突き当たる。

以上の3つのディスクロージャーはいずれも重要なテーマであるが、それぞれ完全に独立したものではない。保険契約に関する情報開示や資産運用機関としての情報開示としては、第一のテーマ

として挙げた経営内容の開示も重要な事項である。反対に、生保の経営内容を把握するためには、適正な販売が行われているかという情報が評判リスクの判断材料となるし、資産運用方針やリスク、期待リターンの開示は生保の経営内容を分析する際に不可欠であろう。

そのようななかで、今回は生保の経営破たんが相次いでいる現状等を鑑み、経営内容の情報開示に焦点を絞り、その現状と課題について報告したい。

2. なぜディスクロージャーが求められるのか

保険業界は典型的な「護送船団方式」の行政がとられた業界であり、厳しい規制のもと、大蔵省が経営全般に対し強い権限を持つことで保険会社の経営の健全性を維持し、契約者の利益を守ってきた(ように見えた)。大手を中心に多くが相互会社という形態をとっていることもあり、上場・公開会社がなく、外部からの資金調達も限られていた。「生保は儲けすぎ」と言われ、経営内容の透明性について批判されることはあったにしても、大筋では、契約者をはじめ関係者が生保の経営内容に関する情報開示を利用する必要はほとんどなかったのが実状だろう。

しかし、生保のディスクロージャーをめぐる環境はここ数年で急速に変化している。何と云っても、1997年に日産生命保険が経営破綻し、金融機関などのプロばかりでなく、一般の保険契約者も否応なしに自己責任を問われるようになったことが大きい。「護送船団」行政が名実ともに過去のものとなったのであり、以来、生保の信用リスクが広く意識され、同時に情報開示の重要性も認識されるようになった。

破綻生保の契約者は何らかの形で損失を被るこ

とになる。例えば日産生命や東邦生命の場合、契約者に保証していた利回り（予定利率）が引き下げられた。この結果、個人年金や終身保険など、貯蓄性が強く、かつ満期が長い商品ほど将来受け取る保険金額が大幅に削減された。今後の運用利回りが予定利率を上回り、そこから生じる収益が内部留保や株主配当などに充てられないならば、契約者配当として還元される可能性もあるが、保証された利率とは性格が異なる。さらに、東邦生命や第百生命ではこれまで積み立てられてきた責任準備金の削減も行われた。しかも「営業権」というものが損失の先送りとして資産計上され、その多くは既契約者の将来収益で償却される。その後も生保の経営破綻が相次いでいるなかで、契約者が自分の加入している生保の経営内容をつかもうとするのは当然だ。

ここ数年の間に債権者も増加している。経営の健全性を示す指標の一つであるソルベンシー・マージン比率を高めるために、各社が劣後ローンなどを外部から積極的に取り入れたためだ。万一、生保が更生手続きに入った場合には、劣後ローンの回収は期待できないだろう。一般の契約者とは違い、こちらは金融機関などプロが対象である。大半が相対取引であり情報開示の詳細は不明だが、自らの資本調達とセット、つまり資本等の持ち合いということもしばしば見られるため、債権者が必ずしも踏み込んだ情報開示を受けていない可能性がある。一般の契約者ばかりではなく、プロに対してもディスクロージャーが必要なのは言うまでもない。

さらに、相互会社を株式会社化したうえで、株式を公開する計画を打ち出した生保も現れている。これまで生保には上場・公開会社がなかった（外国部を除く）が、いよいよ一般の株主がディスクロージャーの利用者として登場してくる。保険契約者と株式投資家では情報開示の利用目的が

異なり、契約者と株主の利益は相反する面もあるが、共通する情報も多い。今のところ大同生命保険、太陽生命保険など3社だけであるが、保険業界の合従連衡が進むにつれて、その数が増える可能性は高い。

3. ディスクロージャーの現状

事業会社のディスクロージャーが商法や証券取引法の要請で実施されているのに対し、生保のディスクロージャーは次の2つのルートから行われている。

1つは1996年に施行された保険業法第111条によるものである。各社は業務および財産状況の説明書類を本店に備え置き、公衆の縦覧に供する義務を負っている。これは1981年に導入された銀行法第21条の規定を、保険会社にも適用したものだ。当初、様式や記載内容についての規定はなかったが、98年の改正で具体的な内容が規定されるようになった。

図表1 保険業法施行規則 第59条

1	保健会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項 経営組織、基金拠出者、取締役及び監査役など
2	保健会社の主要な業務の内容
3	保健会社の主要な業務に関する次に掲げる事項 主要な指標の推移、業務の状況を示す指標など
4	保健会社の運営に関する次に掲げる事項 リスク管理の体制、法令遵守の体制
5	保健会社の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 貸借対照表、損益計算書、ソルベンシー・マージン比率、など

もう1つは生命保険協会が作成している「ディスクロージャー開示基準」によるもので、経営内容の自主的な開示である。各社による開示基準にない項目の開示を妨げるものではないとされ、1979年の策定以来、情報開示の底上げに一定の

成果を上げているが、業界統一基準であることから生じる横並びの弊害も目立つ。

図表2 生命保険協会「ディスクロージャー開示基準」

I. 生命保険の概要および組織
沿革、地区別総代氏名、取締役及び監査役、など
II. 保健会社の主要な業務の内容（経営方針など）
経営方針、など
III. 直近事業年度における事業の概況
事業の成果、保険商品一覧、など
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
V. 財産の状況
貸借対照表、損益計算書、ソルベンシー・マージン比率、など
VI. 業務の状況を示す指標（保険契約、経理、資産運用）
保険契約、経理、資産運用に関する指標
VII. 保健会社の運営
リスク管理の体制、法令遵守の体制、など
VIII. 特別勘定の状況
IX. 保健会社及びその子会社等の状況
連結貸借対照表、連結損益計算書、など

これら2つのルートからの要請を受け、作成されているのがディスクロージャー資料（「〇〇生命の現状」という名前であることが多い）だ。年1回、決算発表後に作成され、各社の本・支社や生命保険協会で見ることができる。保険契約者や被保険者、債権者などに限らず、誰でも情報を得られるようになっている。

例えば「日本生命の現状 2000」は2000年7月に作成され、全体で178ページにおよんでいる。資料は大まかにいえば事業概況編とデータ編に分かれており、このうちデータ編だけで84ページ、100項目が開示されている。かつて、破綻した日産生命は保有する有価証券の5割弱しか時価情報を開示せず、破綻してみたら1500億円の含み損を抱えていることが判明した。だが、現在は開示項目が増え、保有する有価証券の時価は理

論価格を含め100%近い開示となっている会社が多い。「日本生命の現状 2000」には有価証券の時価情報に加え、保有している土地の含み損益や貸付金の自己査定（事業概況編に掲載）、ソルベンシー・マージン比率なども掲載されている。

このため、生保のディスクロージャーは少なくとも事業会社や銀行並み水準に達している、というのが業界の見解であるようだ。「（生保のディスクロージャーは）銀行等、金融機関に比しても遜色のないレベルまでの積極的な対応がなされている」（ニッセイ基礎研REPORT 1999.4）とされている。

4. 埋まらない情報格差

しかし、実際には生保のディスクロージャーがうまく機能しているとは考えにくい。1999年に破綻した東邦生命保険、2000年に破綻した第百生命保険や千代田生命保険は、それぞれ破綻した時点で債務超過状態にあると発表されたが、直前のディスクロージャー資料から推測することはできない。

外国部を除き上場・公開会社がなくアナリストが少ないため、他の産業に比べてマスメディアによる情報発信が占める位置づけが大きいのが日本の生保の現状だが、経済誌などに掲載される記事には、ディスクロージャー資料を活用していると思われるものの、保険会社の経営内容に関する基本的な認識を疑わせるような誤解がしばしばみられる。例えば、保険料収入から保険金や年金、解約返戻金などを差し引いた数字がマイナスだと経営が危ないというものや、広義の自己資本（自己資本に資産含み損益を加えたもの）と公表逆ざや額を比べることで生保の「耐久年数」を測るものなど、経営内容を示さない（なぜ示さないかは、ここでは省略する）指標をしばしば目にする。も

もちろん、マスメディアは社会への影響が大きく、執筆者の不勉強な点は非難されなければならないだろう。しかし、経営内容の基本的な事項に関する誤解が何年にもわたり続き、しかもそれが一定の影響を持っているという例は、他の産業では見られないのではないか。これも適切なディスクロージャーが行われていない一つの証左であろう。

それでは、なぜ生保のディスクロージャーがうまく機能していないのだろうか。生保も日本の会計基準に則り財務諸表を作成し、開示している以上、現在の会計制度や開示制度から生じる問題はもちろん生保にも当てはまる。これまで日本では経営破綻した会社の債務超過額が当初示されていた金額の何倍にも膨らんだり、銀行による債権放棄とセットに突然多額の損失を計上したりするケ

ースも多く、日本の会計制度は海外から極めて厳しい目で見られている。

他方、生保のディスクロージャーが機能しないのは、生保独自の要因も大きいと考えられる。以下4点について述べてみたい。

①財務諸表がわかりにくい

事業会社の財務諸表を見慣れた人でも、保険会社の貸借対照表や損益計算書には面食らうようだ。もちろん、他産業でも特殊な項目はあるが、生保の財務諸表はかなり特殊な部類に入るだろう。しかも、他の産業とは異なり、利用者がプロだけではなく一般の消費者まで対象となっていることを忘れてはならない。

まず、財務諸表の形式が特殊である。資産の部には流動・固定の区別はなく、負債の部の大半は

図表3 日本生命の貸借対照表

単位：億円

	1999/3	2000/3	構成比
現預金・コールローン	15,406	10,606	2.5%
金銭の信託	4,121	4,565	1.1%
有価証券	228,940	248,036	57.4%
うち株式	70,623	75,698	17.5%
貸付金	140,320	133,302	30.9%
不動産及び動産	22,540	20,025	4.6%
繰延税金資産	4,654	5,453	
貸倒引当金	-2,259		
資産の部合計	426,823	432,054	100.0%
保険契約準備金	397,930	405,939	94.0%
うち責任準備金	378,737	387,297	89.6%
貸倒引当金	2,873		
価格変動準備金	982	982	0.2%
負債の部合計	417,142	421,375	97.5%
基金	2,990	2,700	0.6%
法定準備金	33	1,537	0.4%
うち基金償却積立金	10	1,500	0.3%
剰余金	6,656	6,441	1.5%
資本の部合計	9,680	10,678	2.5%
負債及び資本の部合計	426,823	432,054	100.0%

責任準備金で占められ、資本の部に資本金のない会社も多い（相互会社の場合）。損益計算書には「責任準備金等繰入額」という項目があるが、「繰入額」と「戻入額」のネット表示であることを知っている人は意外に少ない。また、保険会社に特有の項目が並んでいること、相互会社という保険会社だけに認められた形態があること、契約者配当と株主配当の違いなども理解の壁になっているようだ。

これに対し、生命保険協会では「虎の巻 生命保険会社のディスクロージャー」を作成し、主として保険契約者の啓蒙に役立てようとしているが、用語解説にとどまっている感がある。例えば、基本的な資金の流れを財務諸表に則して解説したり、収益や契約者配当の仕組みを具体的な数字で示したりすることで、様々な誤解のうちかな

りの部分は解消するのではないか。

②事業特性を反映させた開示になっていない

生保ディスクロージャーの最大の問題と考える。生保事業の特徴は、負債が超長期にわたること、保険料の中に予めマージンが確保されていることである。

銀行の苦境は主として不良債権問題によりもたらされたものであり、資産内容の情報開示が焦点となる。生保にもバブル期の不動産関連投融資が経営の健全性を損ねたケースがあり、自社が抱えている信用リスクの情報は無視できない情報だが、困ったことに現状の開示だけでは保有リスクを把握できそうにない。

しかし、生保にとって資産内容の劣化は問題の一部にすぎず、むしろ資産運用利回りと負債コス

図表4 日本生命の損益計算書

単位：億円

	1999/3	2000/3
経常収益	82,576	85,814
保険料等収入	58,225	58,098
資産運用収益	18,672	23,888
経常費用	80,585	82,865
保険金等支払金	52,731	49,902
責任準備金等繰入額	5,136	9,147
資産運用費用	11,668	12,849
事業費	6,893	6,428
経常利益	1,990	2,949
特別利益	66	4,408
不動産動産等処分益	65	499
保険業法第112条評価益	0	3,197
特別損失	1,837	3,217
不動産動産等処分損	336	1,698
税引前当期剰余	219	4,140
法人税及び住民税	540	1,320
法人税等調整額	-1,204	-799
当期剰余	884	3,618
当期末処分剰余金	4,352	3,633

ト（平均予定利率）の逆ざやや、保険関係収益の悪化こそが根本的な問題である。ところが、逆ざやの状況や保険関係収益についての開示はほとんど行われていない。現状では「逆ざや額」だけが一部に対し公表されているにすぎず、費差益や死差益といった収益がどの程度あるのか、逆ざやをこれらの収益でカバーできているのか、負債の内容はどのような状況なのか、などといった根本的な問題を正しく把握するのに有効と思われる情報がほとんど開示されていない。このような状態で、ディスクロージャーが事業会社や銀行並み水準に達していると言えるのだろうか。

さらに言えば、逆ざや問題の深刻さを把握するには、将来の収益力を見る必要がある。一定の前提を置いたうえで、将来にわたり逆ざやを費差益や死差益でカバーしていけるかどうかのシミュレーションは、経営の健全性を判断する際に有用な情報と考えられる。言い方を変えれば、これは不完全ながら負債の時価評価とも言えるだろう。

③保険会計の問題

日本の保険会計は、生保の経営内容の実態を正しく示していないと考えられる。なぜなら、日本の保険会社の開示は監督会計（SAP）に財務会計（GAAP）が加わった中途半端なものだからである。SAPの目的は本来、保険会社の健全性の維持と考えられるが、日本の場合には保有株式の原価法による評価や繰延税金資産の計上など、明らかに目的とは反するものがある。他方、GAAPは投資家に対する情報提供を第一としているが、事業費を発生主義で計上するため、新規契約が多い会社ほど見かけ上の収益が圧迫を受けるといった現象が生じる。

2001年3月期から金融商品の時価評価が段階的に導入されているが、保有する多額の公社債を「その他有価証券」に区分した場合、金利上昇時

には経営内容が改善するにもかかわらず、会計上は債務超過に陥る可能性もある（もっとも、この点を考慮して保険会社独自の区分が導入されている）。

米国の開示はSAPとGAAPの二本立てであり、保険会社のソルベンシーを確保する目的ではSAPが、期間損益の測定にはGAAPが利用されている。オーストラリアのようにGAAPを基礎にソルベンシー確保の見地から別途の対応を図っている国もある。日本でも主として投資家に対するGAAPの導入や、SAPを本来のソルベンシー確保の目的に相応しい内容に改めるなどの措置が必要と考える。

図表5 各国の保険会計の特色

英国	SAPとGAAPの二本立て
米国	〃
カナダ	GAAPとSAPを調整
オーストラリア	〃
日本	SAPの変形

④アナリスト機能の弱さ

上場・公開会社がないため、生保を専門に分析するアナリストは少ない。その分をマスメディアが補ってきたのが現状だろう。しかし、情報の非対称性を埋めるには、アナリスト機能の充実は不可欠である。

5. 今後のディスクロージャーの方向性

以上のように、生保のディスクロージャーは必ずしも機能しているとは言い難いが、情報開示の改善を求める動きは今後ますます強まるだろう。

金融機関などのプロばかりではなく、一般の保険契約者が生保を信用力に応じて選別する動きも定着しつつある。現在は業界統一基準による横並びの情報開示が中心だが、大同生命によるソルベ

ンシー・マージン比率の詳細開示のように、個々の会社が戦略として開示を充実させるケースが増えてくるだろう。逆に、経営内容をきちんと伝えることのできない会社は、契約者の信用をつかむことができなくなるだろう。これは経営内容の情報開示に限った話ではなく、保険契約に関する情報開示についても、資産運用機関としての情報開示についても同様だ。会社に都合のよい情報開示（広告宣伝が典型）や、都合の悪いことは出さないというスタンスではなく、契約者や投資家等の利益を促進するような情報開示に真剣に取り組む必要がある。

このところ、退職給付債務や金融商品の時価評価など重要な改革が実現しており、一般には会計上のソルベンシーと実際の状態が大きく乖離するという事態は少なくなることが期待される。特に金融商品の時価評価に関しては、株式など「その他有価証券」の資本直入を通じて相場変動が直接資本の増減に結びつくため、生保にとっても従来の経営が変化するきっかけとなるだろう。

他方、生保独自の問題についても改善が求められる。いくつかの点についてすでに触れたが、とりわけ、将来の経営の健全性を示唆する情報が早急に求められている。逆ざやによる経営内容の悪化が深刻視されるなか、一定の前提のもとで将来も逆ざやを収益でカバーし続けられるのか、といった負債を一定程度時価評価した情報の開示はもはや不可欠であろう。「逆ざや問題で大変なので既契約の予定利率を下げたい」と言われても、それがどの程度深刻なのか示されない限り、契約者は納得しない。例えば欧州では、既契約から将来発生する収益の現在価値の総額である embedded value が多くの会社で開示されているが、これも負債の時価評価の一種と言える。一般に企業は将来情報に関する開示には消極的（その一方で、将来の収益を前提に繰延税金資産が計上されてい

る）だが、生保事業の特性や現在生保が置かれている状況を考えれば、検討の余地は大きいだろう。

国際会計基準の動向も無視できない。すでに金融商品の時価評価が導入されているが、今後は負債を含めた全面的な時価会計の方向が示されているようだ。しかし、このような会計基準の導入は、健全性の確保を目的とするSAPからはむしろ乖離していくと考えられる。しかし、日本の現状を考えた場合、このまま行けば現行の保険会計がそのまま国際会計基準に移行することにもなかねない。負債の時価評価という点では前進なのかもしれないが、健全性を確保するための保守的な制度などが否定され、ソルベンシー確保の目的が果たせなくなる懸念がある。米国のようにSAPとGAAPの二本立てにするのも一案だが、生保ディスクロージャーの独自性がさらに増すことにもなるため、会計情報の利用者が混乱しないように十分配慮する必要がある。同時に、SAPが国際会計基準の安易な逃げ道とならないように、GAAP（この場合は負債の時価評価の導入が前提）ベースの開示との調和を図ることになるだろう。いずれにしても、資産・負債の全面的な時価評価の是非を論ずる前に、日本の保険会計のあり方について具体的に取り組む必要があるのではないか。

〈参考文献〉

- 上田和勇「保険の情報開示」同文館、2000年
 植村信保「生保の未来」日本経済新聞社、1999年
 植村信保「検証・日本の生保」格付投資情報センター、2000年
 小松原章「生保会社のディスクロージャー」『ニッセイ基礎研究 REPORT 1999.4』ニッセイ基礎研究所、1999年
 古瀬政敏「生命保険会社の財務状態と経営成績の開示」『文研論集 第131号』生命保険文化研究所、2000年
 生命保険協会「虎の巻 生命保険会社のディスクロージャー 2000年度版」
 ディスクロージャー研究会編「現代ディスクロージャー論」中央経済社、1999年
 生保各社のディスクロージャー資料

投 稿 規 定

本誌はディスクロージャー研究学会の学会誌（年1回発行）で、学会会則第3条第3項に基づき発行されます。査読制度（レフリー制度）を採用しています。ふるってご投稿ください。

投稿資格等

- ・本学会の会員、入会申込者。
- ・本学会の会員との共同執筆者。
- ・投稿原稿は未発表のものに限ります。

論稿の種類

- ・論文又はノート。
- ・書評。

原稿作成上の注意

- ・横書き。
- ・論文は8,000字程度（図表を含む）。日本語（500字程度）と英語（200words程度）の要約を添付してください。
- ・書評は1,000字程度。
- ・原稿はe-mailで学会事務局に提出してください。

選考方法

- ・投稿原稿は、当編集委員会の定める「投稿原稿審査要項」に基づく審査（査読者は編集委員または編集委員以外の専門家より選定した2名）を経て、「論文」、「ノート」と「書評」に区分して掲載の採否を決めます。

編集委員会

- ・編集委員長：國村道雄
- ・編集委員：神谷健司、許斐義信、柴 健次、須田一幸、高須教夫、高橋 元

第2号査読委員（50音順）

岡村雅仁、乙政正太、神谷健司、川北英隆、國村道雄、小谷 融、阪 智香、柴 健次、須田一幸、高須教夫、徳賀芳弘、松尾聿正

送付先

2001年度に限り臨時に編集事務局を置き、送付先とする（2002年4月からは通常どおり）。

編集事務局長 國村道雄 同補佐 須田一幸

送付先 E-mail kunimura@econ.nagoya-cu.ac.jp

（詳しくは、学会事務局にお問い合わせください）

第 2 回 研 究 大 会

主 催：関西大学

大会委員長：柴 健次

場 所：関西大学100周年記念会館

日 時：2000年9月23日～24日

1. 第1日（9月23日12時から19時半）

基 調 報 告 「金融サービス法とディスクロージャー」吉田 和男京都大学教授
特別セッション 「金融機関のディスクロージャー」

司 会 國村道雄（名古屋市立大学）

報 告 「銀行の不良債権のディスクロージャー」及能 正男（西南学院大学）
「銀行のディスクロージャーの内外比較」

・佐々木 健仁（プライスウォーターハウスパーク・ファイナンシャル
アドバイザリー・サービス）

「生保ディスクロージャーの現状と課題」

植村 信保（格付投資情報センター）

1. 第2日（9月24日9時半から15時半）

自由論題報告

第一会場（市場問題関連報告）

「経営者交代と会計手続き選択に関する実証研究」首藤 昭信（関西大学大学院）

「国際公会計基準（IPSAS）における連結」有働 明子（九州産業大学大学院）

「排出権取引のディスクロージャー問題：デリバティブ取引の一形態として」

村井 秀樹（日本大学）

第二会場（社会問題関連報告）

「ディスクロージャー・ルールと企業ディスクロージャー：実験研究の証拠から」

野田 昭宏（神戸大学大学院）

「日本のディスクロージャーにみる企業意識」

柴 健次（関西大学）・伊藤 美幸（関西大学大学院）

「環境報告書における環境会計」阪 智香（関西学院大学）

「環境保全コストとディスクロージャーの実態と問題点」

樋口 豊彦（小野孝児事務所）・國村 道雄（名古屋市立大学）

公開シンポジウム

テーマ：『21世紀のディスクロージャー —— 20世紀のそれを反省して』

司 会 吉村 光威（日本大学）

パネリスト 秋山 純一（国際会計基準委員会解釈指針委員会委員・多摩大学）

岡部 孝好（神戸大学）

岡村 雅仁（日経QUICK情報(株)営業推進部長）

佐藤 淑子（日本インベスター・リレーションズ協議会主任研究員）

編集後記

- 会計ビッグバンの影響を見極めようと、第2回研究大会を9月に関西大学で開催した。基調報告「金融サービス法とディスクロージャー」、特別セッション「金融機関のディスクロージャー」及び公開シンポジウム「21世紀のディスクロージャー－20世紀のそれを反省して」と集中的に論議した。また、大学院生4名の報告を含め、自由論題も活発であった。
- これら報告を主に、さらに一般応募も含めて、第2号の編集が始まった。一般応募を考慮して、原稿を「論文」(第1号では研究論文に相当)と「ノート」(同じく報告論文に相当)と呼ぶように改めた。
- 編集委員会と査読体制を強化した。編集委員会を3名体制から7名体制に増員した。また、編集委員の推薦により投稿論文ごとに査読委員2名を決定した。本号は6本の投稿があり12名が査読に関わった。その結果は、「論文」採択3本、「ノート」採択2本、不採択1本であった。
- 採択された論文は査読委員からのコメントに従って何度も書き直しされた。最初の投稿から本誌の最終確定まで年末年始をはさんで2ヶ月半を要した。ちなみに事務局のPCの記録を見ると、この査読関係で受信が153通、発信が212通の合計365通がネット上を行き交った。しかし、本誌が出来上がるまで、図表の確認のための1回を例外として、郵便は利用されていない。
- 第1回大会時の会員が88名、その後退会1名、入会61名であり、第2回大会時には148名となった。第3回大会は2001年10月20日、日本大学商学部にて「新世紀の情報公開と開示」を統一論題として開催の予定である。
- ネットの世界から誕生した本学会も、リアルな世界で第3回大会を迎える。しかし、インターネットは広く浸透していることから、ホームページの再強化を図る必要がある。バーチャルとリアルの多次元的情報交換を実現したい。

(柴)

現代ディスクロージャー研究 No.2

2001年3月20日 発行

◎発行者 ディスクロージャー研究学会
発行所 〒564-8680
大阪府吹田市山手町3-3-35
関西大学商学部：柴研究室内
TEL 06-6368-1121(代)

印刷所 ナニワ印刷株式会社
